

文京区バリアフリー基本構想 (案)

平成 28 年 1 月

文 京 区

※ 本編の下線部分は素案からの主な変更箇所です。

目 次

第1章 策定の背景	1
1.1 バリアフリー基本構想とは.....	1
1.2 背景と目的.....	1
1.3 区の概況.....	2
1.4 区民参加の取組.....	8
1.5 バリアフリーに関連する動き.....	9
第2章 バリアフリー法について	11
2.1 バリアフリー法の概要.....	11
2.2 バリアフリー基本構想で定める事項.....	11
第3章 文京区バリアフリー基本構想の基本的な考え方	13
3.1 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ.....	13
3.2 バリアフリーの目標.....	13
3.3 目標年次.....	13
3.4 文京区におけるバリアフリーの推進.....	14
3.5 検討組織及び策定の経過.....	15
第4章 重点整備地区の設定	17
4.1 重点整備地区の設定.....	17
4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定.....	18
第5章 移動等円滑化に関する事項	22
5.1 移動等円滑化に関する主な基準等.....	22
5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項.....	23
第6章 心のバリアフリー等のソフト施策	37
6.1 心のバリアフリーの推進.....	37
6.2 区の特성에んじたソフト施策等の推進.....	39

第7章 地区別計画に関する基本方針	41
7.1 都心地域.....	41
7.2 下町隣接地域	43
7.3 山の手地域東部	45
7.4 山の手地域中央	47
7.5 山の手地域西部	49
第8章 バリアフリー基本構想の実現に向けて	51
8.1 地区別計画の策定.....	51
8.2 バリアフリー基本構想の進行管理	52
参考資料	53

第1章 策定の背景

1.1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 平成18年施行）第25条に基づき、区市町村が定めるものです。

バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

※「高齢者、障害者等」は、法律の解説においては「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされていますが、ベビーカー利用者等、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、文京区バリアフリー基本構想では対象者に含めて検討を行いました。

1.2 背景と目的

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）において、野球・ソフトボールが追加競技種目として採用された際には、東京ドームが競技会場となる可能性が高く、また、他の競技種目では区の施設が公式練習場となることが考えられます。開催を契機に、国内外から多数訪れる観光客や障害者に配慮した、より充実したバリアフリー対応が求められます。隣接した千代田区、台東区、荒川区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定します。これにより、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者などの各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していきます。

1.3 区の概況

(1) 位置と地形、面積

本区は、東京23区の中心地に近く、千代田区、新宿区、台東区、豊島区、北区、荒川区の6つの区と隣接しています。

地形は、多くの河谷によって台地が刻みこまれており、20m前後の高低差を持つ変化に富んだものとなっています。従来から、この起伏のある地形を巧みに利用して土地の使い分けが行われてきました。

台地の尾根筋と谷には主要な道路が配置され、その沿道は、商業・業務施設とマンション等の立地が多くなっています。台地上にあるかつての大名屋敷跡地は、大学のキャンパスや大規模緑地として利用されているほか、良好な低層住宅地となっています。また、その他の台地上及び斜面地は、おおむね低層住宅が中心となった土地利用となっていますが、中には住環境・防災面で課題を有する地域がみられます。一方、低地部においては中小の工場の集積がみられ、台地上の住宅地と比較すると密集した市街地となっています。

面積は11.29km²、23区中20番目の大きさであり、都区部面積の約1.8%です。

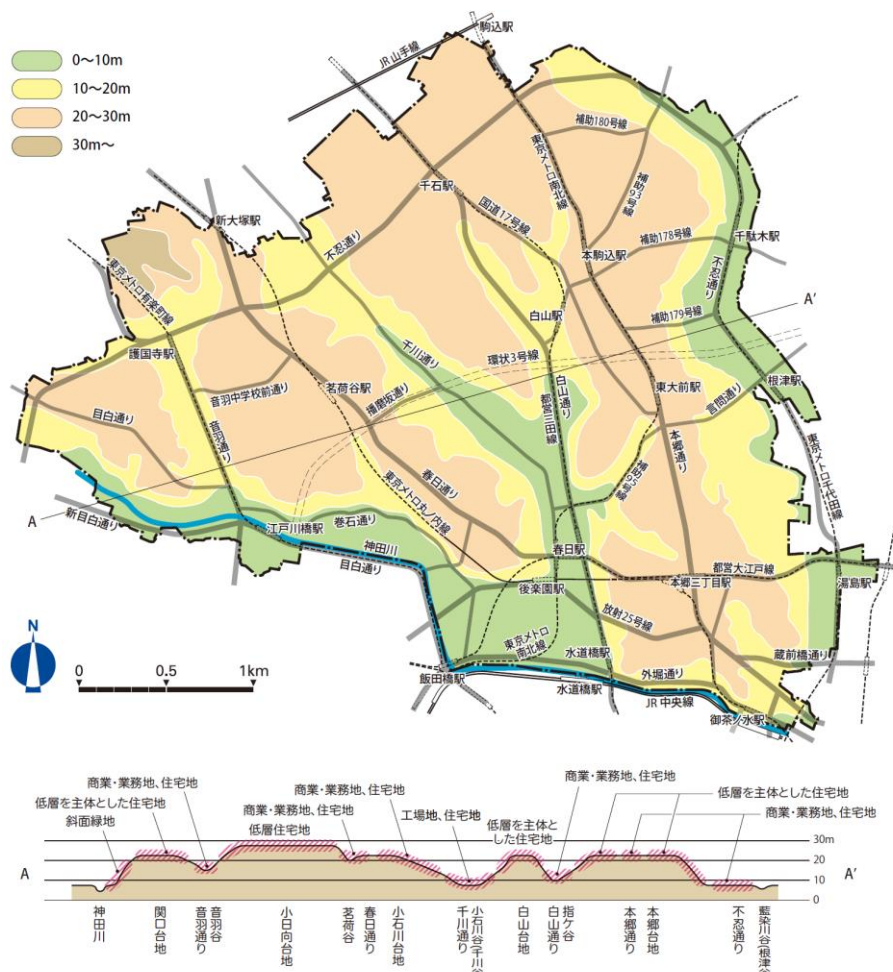


図1 文京区の地形（出典：文京区都市マスタープラン）

(2) 人口等

① 人口・世帯

人口及び世帯数は、平成28年1月1日現在で人口210,312人、世帯数114,459世帯となっており、どちらも増加傾向にあります。

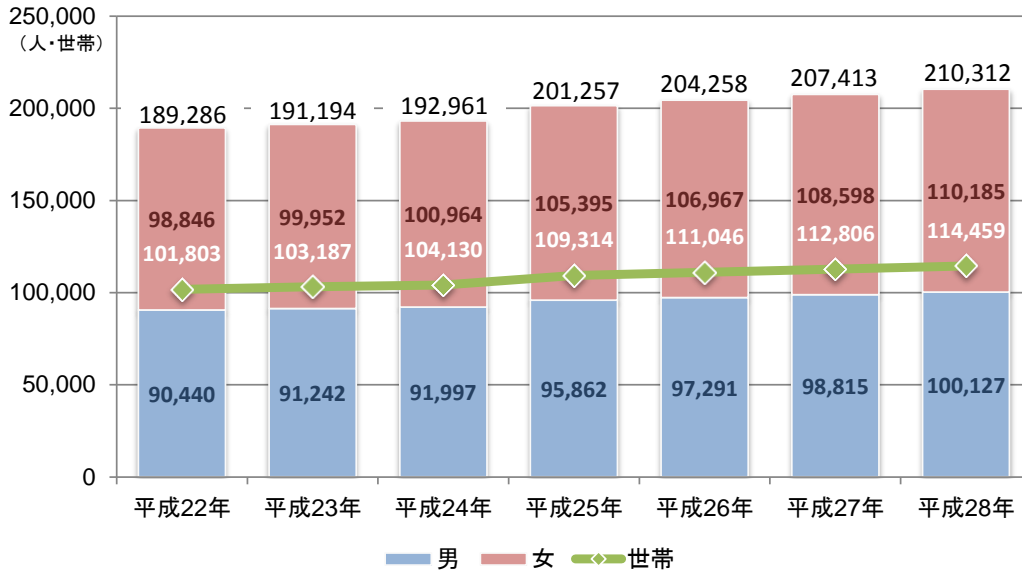


図2 文京区の人口、世帯数（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

② 高齢者

高齢者人口は、平成28年1月1日現在で42,081人、高齢化率20.0%となっており、増加傾向にありますが、東京都の高齢化率（22.1%、東京都総務局統計部）より低い数値となっています。

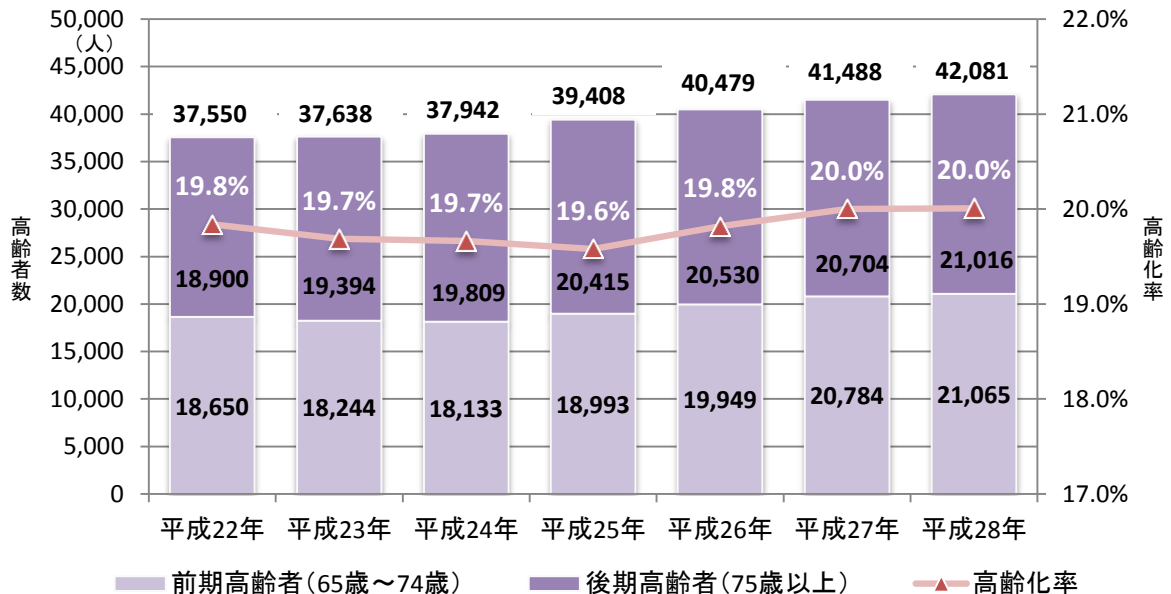


図3 文京区の高齢者人口及び高齢化率（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

③ 子ども

年少人口（0～14歳の人口）は、平成28年1月1日現在で24,635人で、年少人口比率は11.7%となっており増加傾向にあります。

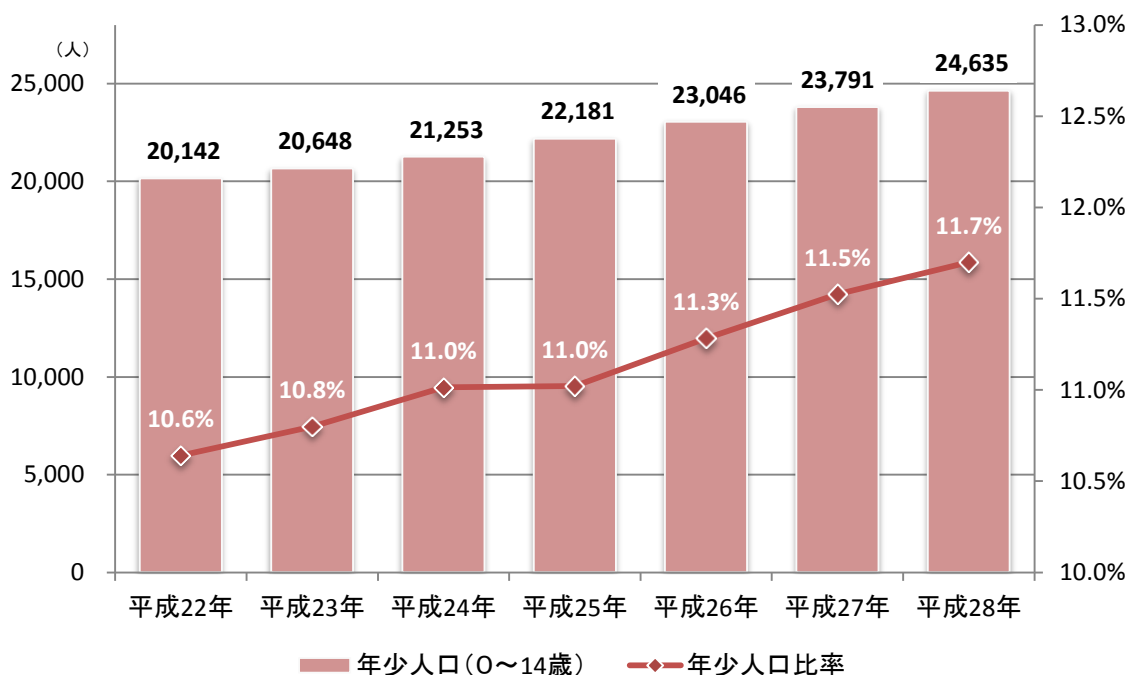


図4 文京区の年少人口及び年少人口比率（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

④ 外国人

外国人人口は、平成28年1月1日現在で8,333人となっています。

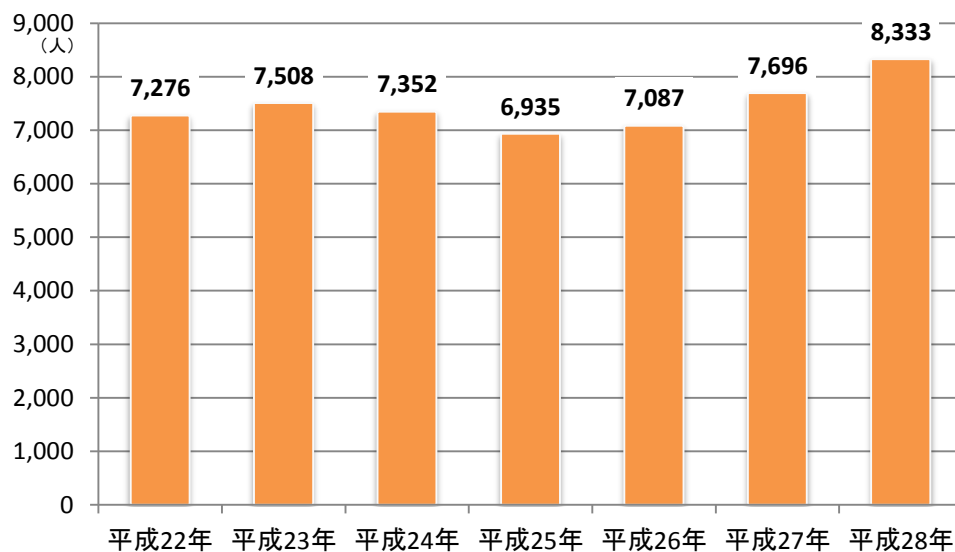


図5 文京区の外国人人口（住民基本台帳より各年1月1日現在）

⑤ 障害者

身体障害者手帳所持者数は 4,717 人、愛の手帳所持者数は 811 人（それぞれ平成 26 年 6 月 1 日現在）、精神障害者保健福祉手帳交付数は 590 人（平成 26 年度）となっています。いずれも増加傾向にあります。

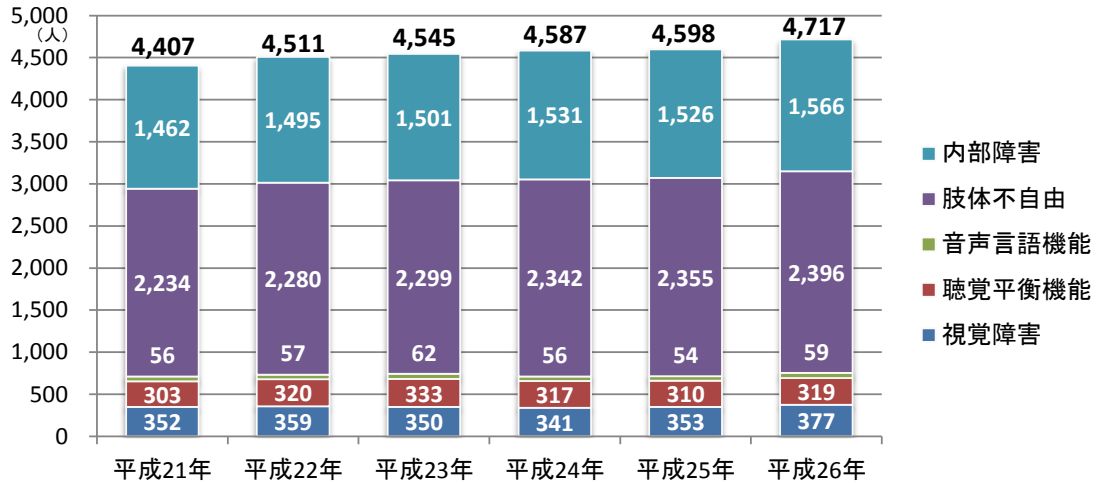


図 6 文京区の身体障害者手帳所持者数（第 46、47 回文京の統計より各年 6 月 1 日現在）

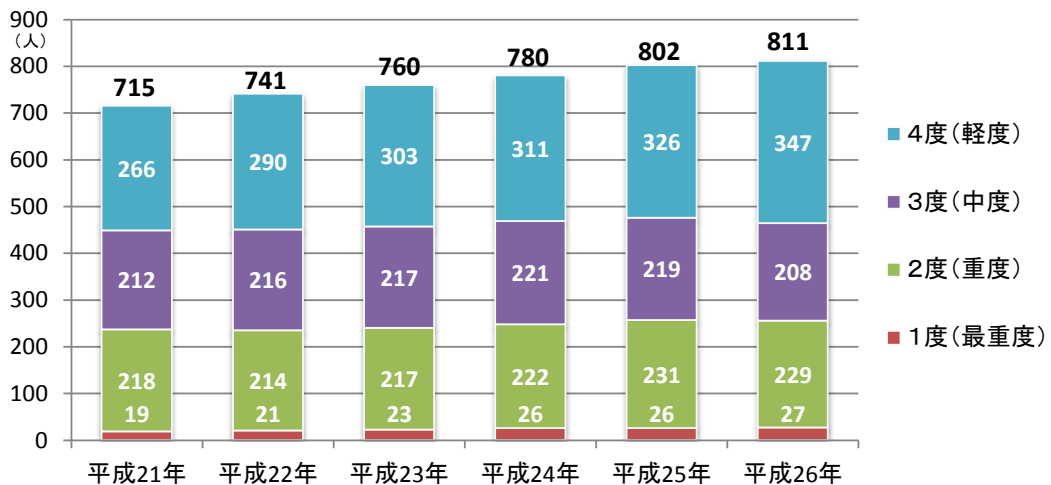


図 7 文京区の愛の手帳所持者数（第 46、47 回文京の統計より各年 6 月 1 日現在）

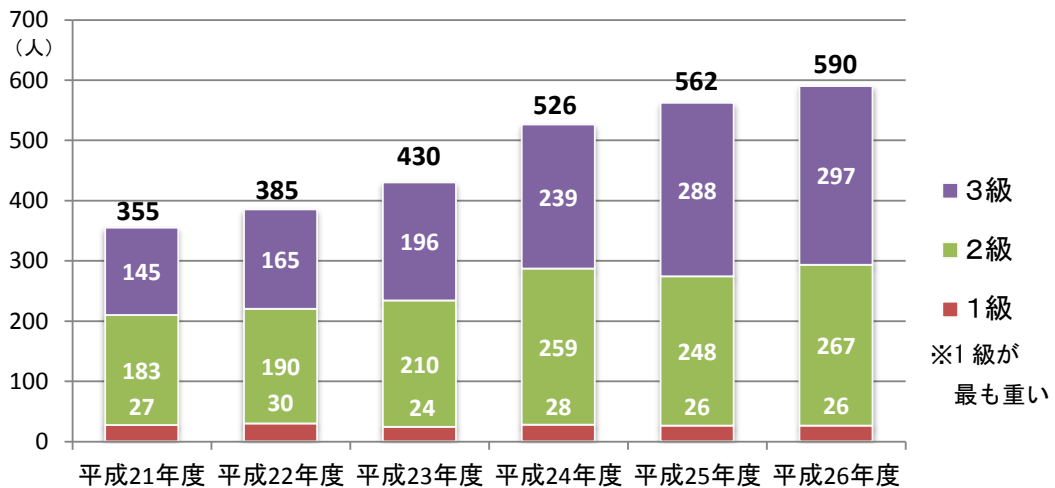


図 8 文京区の精神障害者保健福祉手帳交付数（東京都福祉保健局 福祉・衛生統計年報より）

(3) 交通施設

① 鉄道

区内には20の地下鉄駅があり、全ての駅が乗降客数3,000人以上の特定旅客施設となっています。江戸川橋駅で現在工事中のエレベーター整備が完了すると、すべての駅で、地上からホームまで係員の対応が不要なバリアフリー経路が確保されます。また、多機能トイレや乳幼児設備、オストメイト対応設備は、すべての駅で整備されています。東京メトロ南北線、丸ノ内線、有楽町線、都営大江戸線、三田線のすべての駅でホームドアが整備されています。

表1 文京区内の鉄道駅における乗降客数及びバリアフリー整備状況

路線	駅名	乗降客数(人)	バリアフリー整備状況					
			地上～改札	改札～ホーム	多機能トイレ	乳幼児設備	オストメイト	ホームドア
都営地下鉄大江戸線	飯田橋	30,360	○	○	○	○	○	○
東京メトロ有楽町線	江戸川橋	50,379	△ (昇降機)	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	御茶ノ水	55,540	○	○ (同じ階)	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	春日	63,233	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄大江戸線	春日	54,748	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	後樂園	97,773	○	○	○	○	○	○
東京メトロ南北線	後樂園		○	○	○	○	○	○
東京メトロ有楽町線	護国寺	39,052	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	新大塚	23,420	○	○ (同じ階)	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	水道橋	44,540	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	千石	31,543	○	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	千駄木	26,050	○ (同じ階)	○	○	○	○	×
東京メトロ南北線	東大前	26,539	○	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	根津	26,527	○	○	○	○	○	×
都営地下鉄三田線	白山	47,278	○	○	○	○	○	○
東京メトロ南北線	本駒込	21,096	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄大江戸線	本郷三丁目	19,282	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	本郷三丁目	51,404	○ (同じ階)	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	茗荷谷	70,584	○ (同じ階)	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	湯島	33,315	○	○	○	○	○	×

(乗降客数は平成26年度一日平均 整備状況は平成27年10月現在
東京都交通局及び東京メトロウェブページ掲載データを基に作成)

② 道路

文京区都市マスタープランでは、区内の道路を主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路及び生活道路の4種類に区分し、沿道の土地利用や周辺地域の特性を踏まえながら、各道路が担う役割を明確にしています。また、主要幹線道路や生活幹線道路の整備、細街路拡幅整備、コミュニティ道路整備等に取り組むことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、子ども、高齢者、障害者などだれもが安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行空間の整備を進めることとしています。



図 9 道路・交通ネットワーク方針図（出典：文京区都市マスタープラン）

③ 路線バス

区内には、都営バスとコミュニティバス「B-ぐる」が運行しています。

都営バスは、10路線で運行しており、主要幹線道路や生活幹線道路を中心に路線やバス停留所が設置されています。

一方、B-ぐるは、公共交通不便地域と最寄の鉄道駅を接続し、交通利便性の向上を図ることを目的に、千駄木・駒込ルートと目白台・小日向ルートの2路線をそれぞれ20分間隔で運行しています。

都営バス、B-ぐるともに、全ての車両がノンステップバス化されています。

1.4 区民参加の取組

文京区バリアフリー基本構想策定にあたり、区民アンケート調査や高齢者・障害者団体への意向把握調査、区民参加型のまち歩きワークショップ・地域懇談会等を実施し、区内のバリアフリーに関して区民のみなさまのご意見をお伺いする機会を設けました。

各取組の主な内容は以下のとおりです。

表 2 文京区バリアフリー基本構想検討における区民参加の取組

項目	目的	概要
区民アンケート調査	区内のバリアフリーに関する関心度や課題を把握するとともに、バリアフリーに関する情報提供や啓発を行う	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：平成 26 年 12 月 26 日～平成 27 年 1 月 16 日 対象者：住民基本台帳を基に無作為抽出した、区内在住の満 18 歳以上の区民 配布 1,047 票、回収 314 票(回収率約 30%)
高齢者・障害者への意向調査	区民アンケート調査では捕捉できない当事者意見を抽出する	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：平成 27 年 1 月～平成 27 年 2 月 対象者：高齢者・障害者団体の代表者 高齢者・障害者団体の代表者に回答用紙を直接配付し、団体で取りまとめ記載いただいたものを直接回収
まち歩きワークショップ	移動等円滑化に関する事項や区独自に配慮すべき事項に区民意見を反映する	<ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成 27 年 7 月 15 日 参加者：区民委員、区民委員ご紹介者、大学生など 27 名(交通事業者及び事務局を除く) 4 つの検証テーマを設定し、3 班に分かれて現地確認・意見交換を実施 検証テーマ及び主な検証経路、施設 <ul style="list-style-type: none"> ①鉄道駅周辺のバリアフリー 東京メトロ御茶ノ水駅/JR 御茶ノ水駅 ②道路のバリアフリー 白山通り/外堀通り/文京区道 ③建築物のバリアフリー 湯島地域活動センター/ シビックホール/東大病院 ④都市公園のバリアフリー 小石川後樂園/後楽公園
地域懇談会	文京区都市マスタープランに沿った5地区別に、施設等の利用状況や利用しやすさ、課題点等について把握する	<ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成 27 年 7 月 27 日 参加者：区民委員、区民委員ご紹介者など 46 名(学識経験者及び事務局を除く) 文京区都市マスタープランに示す5地区(都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部)について4班に分かれて懇談
パブリックコメント	文京区バリアフリー基本構想(素案)への区民意見を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間：平成 27 年 12 月 1 日～31 日 区ホームページでの公表、区施設への冊子の配架、区報特集号の発行、区民説明会(3回)の実施により周知 意見数 77 件

1.5 バリアフリーに関連する動き

(1) 国の取組

国では、平成6年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「ハートビル法」(正式名称：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 平成 14 年改正)が制定され、平成 12 年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を図るための「交通バリアフリー法」(正式名称：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)が制定されました。

そして、平成 18 年には、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー法」(正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行され、平成 23 年 3 月には、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正により平成 32 年度を目標年度とする新たな方針が示されました。

また、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上等に関する基本理念等を定めた「交通政策基本法」(平成 25 年施行)や、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とした「障害者総合支援法」(正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成 25 年施行)、障害者に対する差別を解消するための措置について定めた「障害者差別解消法」(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 平成 28 年 4 月施行予定)が施行するなど、高齢者や障害者なども含めた、あらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現するための環境整備に向けた動きがより一層高まっています。

さらに、平成 27 年 8 月に、東京 2020 大会に向けて「チーム・ジャパンで取り組むバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策」を発表し、ユニバーサル社会の実現にむけた施策を推進しています。

(2) 都の取組

都では、平成 7 年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しています。高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、建築物、道路、公園、公共交通施設など、規則で定める施設の所有者又は管理者に、整備基準への適合努力義務を課すことにより、都内のバリアフリー化を推進してきました。

平成 21 年に改正した条例では、条例の理念をバリアフリーからユニバーサルデザインとし、整備基準への適合を努力義務から遵守義務とするなど、より実効性を高めた内容としています。

また、バリアフリー法第 14 条第 3 項の規定により、「建築物バリアフリー条例」（正式名称：高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成 15 年施行、平成 18 年改正）を定めており、建築物のバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っています。

(3) 区の取組

区では、福祉のまちづくりを推進するとともに、社会福祉の増進を図ることを目的として、「文京区福祉環境整備要綱」（昭和 60 年施行、平成 14 年改正）や国の法律、「東京都福祉のまちづくり条例」（平成 7 年施行、平成 21 年改正）に基づき、区内の公共的性格をもつ建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

また、「心のバリアフリーハンドブック」（平成 25 年）、「カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン」（平成 26 年）の発行など、心と情報のバリアフリーに関する普及にも積極的に取り組んでいます。

さらに、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者差別解消推進本部を設置し、職員対応要領を策定するなど、さまざまな取組を行っています。

(4) 近隣自治体の取組

本区の隣接区では、バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想（又は交通バリアフリー基本構想）を策定しており、各区内で特に高齢者、障害者等の利用が多い地区等における重点的かつ一体的なバリアフリー整備が行われています。

そのうち、千代田区、台東区、荒川区の重点整備地区は本区に接しており、不忍通りや本郷通りではバリアフリー基本構想に基づく特定事業が位置づけられるなど、バリアフリー化が推進されています。

第2章 バリアフリー法について

2.1 バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境の整備を目指しており、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間等の新設時における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するものです。また、バリアフリー基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積した地区における施設・経路のバリアフリー化を図ることで、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを狙いとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

2.2 バリアフリー基本構想で定める事項

バリアフリー基本構想では、バリアフリー法に基づき、以下の内容を明示することが定められています。

表 3 バリアフリー基本構想で定める事項

項目	内容
①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
②重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方
③生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など
④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業、その他事業
⑤その他の事項	ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど

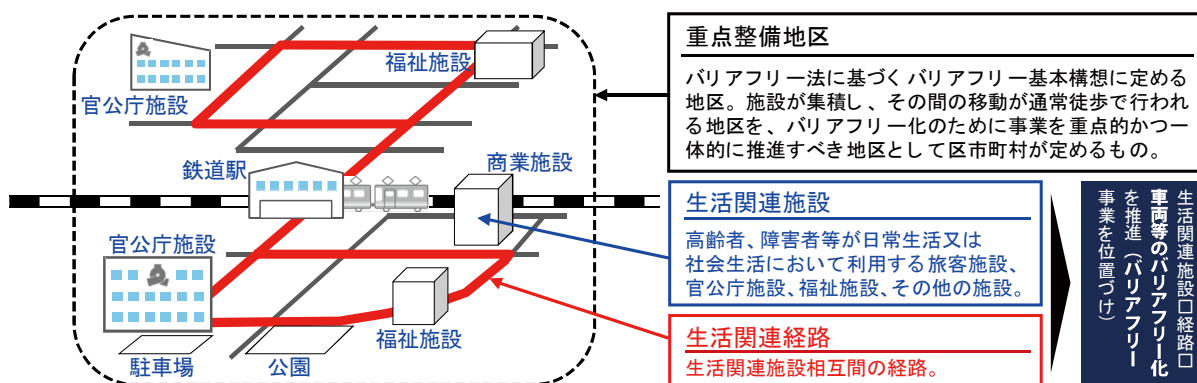


図 10 バリアフリー基本構想制度のイメージ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

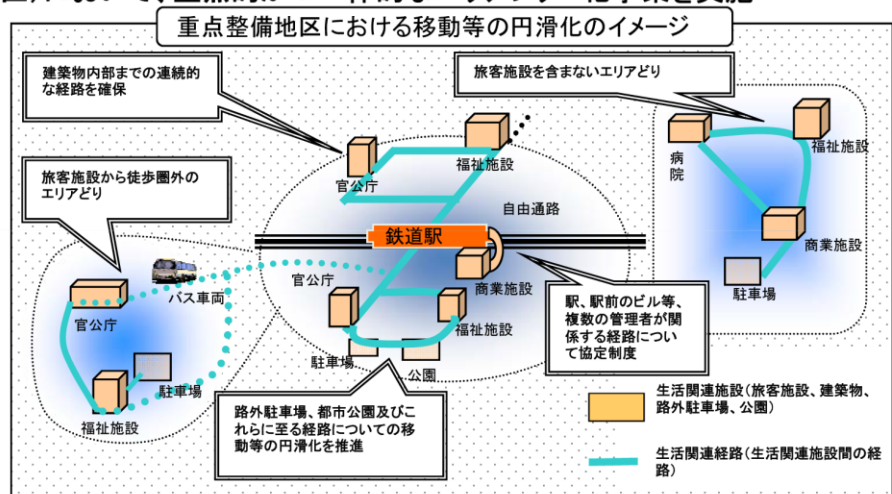


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)

第3章 文京区バリアフリー基本構想の基本的な考え方

3.1 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

文京区バリアフリー基本構想は、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する区や都の施策と連携・整合を図るとともに、交通政策基本法、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映した構想として策定したものです。

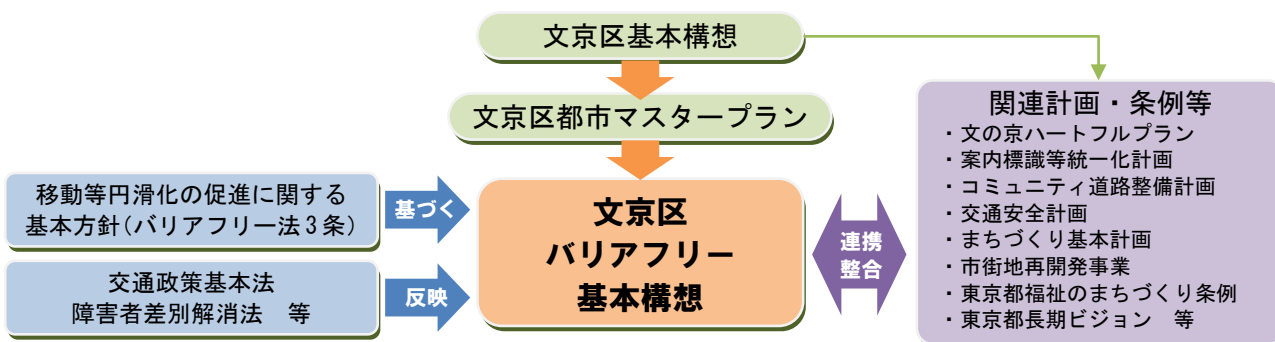


図 11 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

3.2 バリアフリーの目標

点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう

本区では、これまでも道路や公共施設など施設個別のバリアフリー化を推進してきましたが、文京区バリアフリー基本構想では、これまでの取組を統合・拡充し、一体的に推進するとともに、区民意見を十分に反映した施策とします。さらに、行政・区民・事業者等のそれぞれが人的支援や意識啓発などの心のバリアフリーに取り組み、ハード・ソフトが連携しながら区全体のバリアフリーを進めていきます。

3.3 目標年次

文京区バリアフリー基本構想の目標年次は、おおむね 10 年後の平成 37 年度に設定します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度には、中間評価を実施します。

3.4 文京区におけるバリアフリーの推進

本区では、バリアフリー基本構想の策定を契機として、区全域のバリアフリー推進に取り組んでいきます。以下に、文京区におけるバリアフリー基本構想の進め方を示します。

- ①平成 27 年度に「文京区バリアフリー基本構想」を策定
- ②平成 28 年度以降に「文京区バリアフリー基本構想に基づく地区別計画」を作成
- ③平成 29 年度以降に地区別計画に基づく特定事業等を実施

① 「文京区バリアフリー基本構想」の策定

文京区バリアフリー基本構想（本冊子）では、バリアフリー法に基づき、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路、移動等円滑化に関する事項などの基本的事項を定めています。

また、平成 37 年度を目標年次とした事業の具体化に向けた基本的な考え方として、地区別計画に関する基本方針（特定事業等の基本方針）を定め、平成 28 年度以降の地区別計画作成を見据えたバリアフリー基本構想策定後の進め方を示しています。

② 「文京区バリアフリー基本構想に基づく地区別計画」を作成

文京区バリアフリー基本構想では、特定事業等の実施に向けた基本的な事項及び進め方を定めます。平成 28 年度以降は、このバリアフリー基本構想に基づき、地区別の具体的な検討を行います。必要に応じて施設・経路の追加を行い、バリアフリー法に基づく特定事業計画をとりまとめます。検討段階においては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図ります。

③ 平成 29 年度以降に地区別計画に基づく特定事業等を実施

地区別計画に基づき、バリアフリー基本構想の目標年次である平成 37 年度に向けて各施設設置管理者が特定事業を実施します。事業実施段階においても区民参加が図られるように、各施設設置管理者へ働きかけていきます。

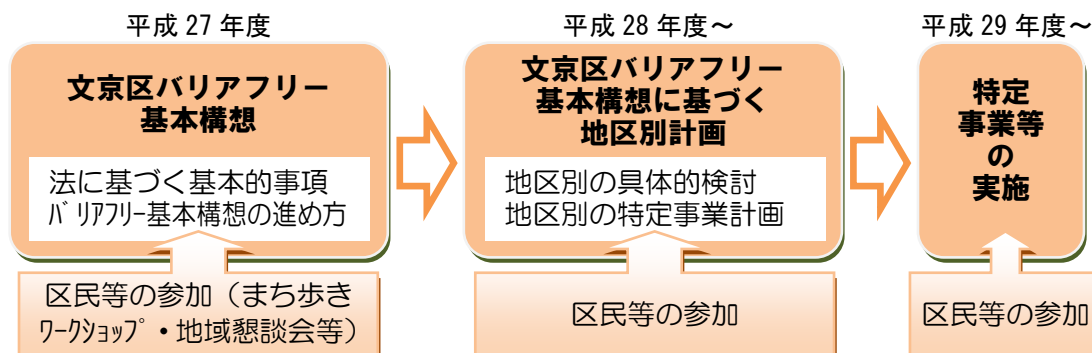


図 12 文京区バリアフリー基本構想の進め方

3.5 検討組織及び策定の経過

文京区バリアフリー基本構想の策定にあたっては、学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」を中心として、区内関係者で組織する「区内検討部会」及び「区内検討委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民参加の機会として、具体的なバリアフリー課題の検証や配慮事項の整理を行った「まち歩きワークショップ」や「地域懇談会」における区民意見を十分に反映するとともに、「事業者説明会」で生活関連施設に設定される建築物等の管理者への周知・理解を呼びかけることにより、より質の高い実効性のあるバリアフリー基本構想の策定に努めました。

さらに、区民参加による検討内容を広く公開するとともに、心のバリアフリーの周知・啓発を図ることを目的として、文京総合福祉センター祭りに参加し、「心のバリアフリーワークショップ」を実施しました。

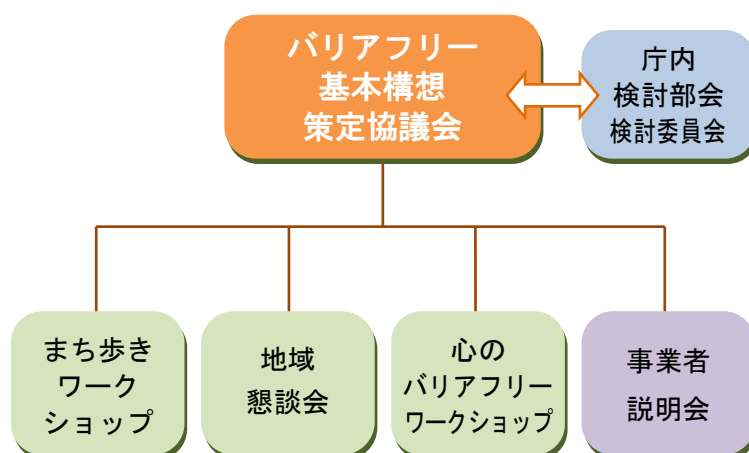


図 13 検討組織の関係図

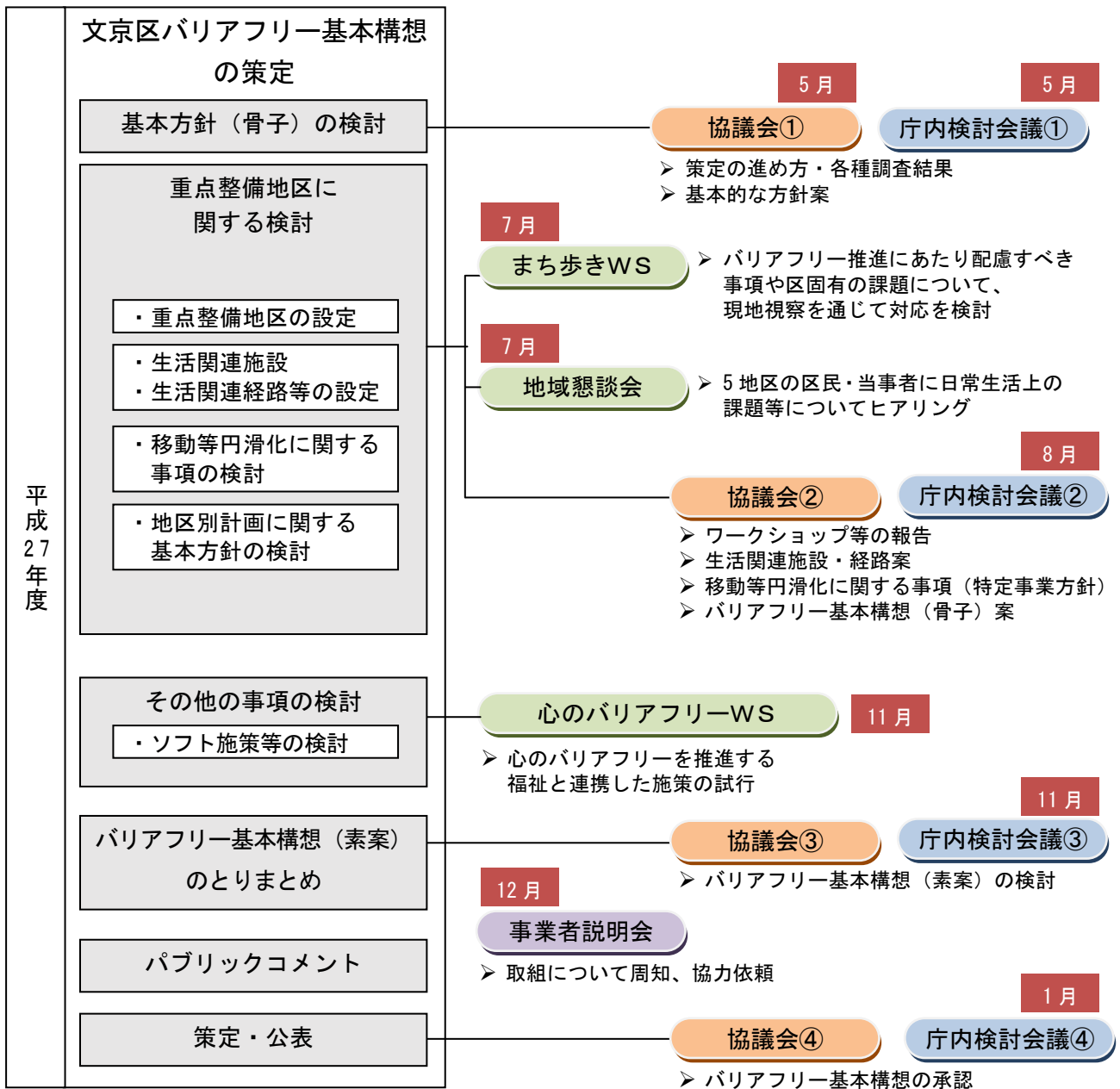


図 14 策定の経過

4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されています。

文京区の特徴として、病院や大学等の施設が多数立地するとともに、地域活動センターや高齢者施設、図書館等の施設が全域に配置されています。

このように文京区には、区外からの来訪者も多く訪れる施設（主に鉄道駅等の公共交通機関でのアクセスが想定）と、地域住民の活動やコミュニティの場等として利用される施設（主に徒歩やバス等でのアクセスが想定）があり、これらの施設が高齢者や障害者等の多様な区民等に利用されています。このような状況を踏まえ、以下に示す考え方にに基づき生活関連施設を設定します。

表 4 生活関連施設の設定の考え方

種別	抽出する施設	抽出の考え方
鉄道駅	全ての鉄道駅	3,000 人/日以上が利用する特定旅客施設を抽出（区内の鉄道駅は全て該当）
公共（窓口）施設	区役所・地域活動センター・郵便局（ゆうゆう窓口のある大店舗）	公共性が高く、高齢者・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出
集会施設	区民センター・交流館 等	
福祉施設	高齢者・障害者・子育て支援施設・社会福祉協議会 等	
保健施設・病院	保健サービスセンター・総合病院（病床数100床以上）	
文化・教養・教育施設	大学（ホール等を有するもの）・特別支援学校・生涯学習施設・図書館・ミュージアム（概ね500㎡以上）・スポーツ施設 等	公共性が高く、大規模小売店舗立地法の適用対象面積の施設を抽出
大規模店舗	店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗	
宿泊施設	客室数50以上のホテル又は旅館	バリアフリー法でバリアフリールームの設置義務が課せられる施設を抽出
都市公園等	1ha以上の公園・運動場 等	都市公園や運動場、植物園などのうち、大規模で近隣又は広域からの利用が見込まれるものを抽出
その他	協議会や区民意見を踏まえて抽出する	

※主な駐車場は建築物に付随していると想定し抽出しない

なお、指定した生活関連施設は特定事業の対象施設となります。各施設設置管理者による特定事業の実施について、地区別計画の作成段階において具体的な内容を協議し、実施可能な項目について特定事業計画に位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

(2) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、「生活関連施設間の経路」とバリアフリー法で定義されています。

区の生活関連施設の配置状況を俯瞰すると、主要な幹線道路沿道には鉄道駅や公共施設、病院、大学、商業施設等の施設が立地しており、生活関連施設間の経路として重要な歩行者ネットワークとなっています。

また、幹線道路に囲まれた街区内では、福祉施設や地域活動センター等の施設が主要な生活道路沿道やその近傍に立地しています。

これらの経路は、文京区都市マスタープランの道路・交通ネットワーク方針に位置づけられており、主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路として安全で快適な道路網の整備などを進めることとしています。

これらの主要な経路と生活関連施設を結ぶ経路や、生活関連施設相互を結ぶ経路などのネットワーク化を図ることにより、広域的なアクセス利用や地域的な回遊利用まで有機的に結びつくことになり、利便性の高い歩行者ネットワークが構築されます。

上記を踏まえ、以下の考え方に基づき生活関連経路を設定し、バリアフリー化を推進します。

表 5 生活関連経路の設定の考え方

種別	対象路線	考え方	事業推進の考え方	
1次経路	国道・都道・ 主要幹線道路（区道）・ 生活幹線道路（区道）	歩行者ネットワークの 根幹となる経路	移動等円滑化基準 に留意し整備推進	「移動等円滑化に関する事項」に 配慮し 整備推進
2次経路	生活関連施設に関わる 主要生活道路（区道）	1次経路から派生する ネットワークとなる経路	安全で快適な 道路環境の整備推進	
3次経路	生活関連施設までの区道 （都市マスタープランに 位置付けのない道路）	1次、2次経路から 生活関連施設までの経路	安全で快適な 道路環境の形成と 案内の充実等	

なお、3次経路は、1次経路からの経路を優先的に設定（2次経路経由で最短で行ける場合はその経路を設定）することを原則とし、1次経路からの設定が適切でない場合（延長が長い、階段になっている等）は、2次経路から設定するものとします。具体の経路設定にあたっては、地域懇談会等での意見を踏まえ、利用が想定される経路を優先して設定することに配慮しました。

<凡 例>

都市マスタープラン地域区分

- 都心地域
- 下町隣接地域
- 山の手地域東部
- 山の手地域中央
- 山の手地域西部

生活関連施設

- 公共施設(窓口)・集会施設
- 福祉施設
- 保健施設・病院
- 文化・教養・教育施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 公園・運動場
- 鉄道駅

生活関連経路

- 国道
- 都道
- 1次経路
主要幹線道路(区道)
- 2次経路
生活幹線道路(区道)
- 3次経路
主要生活道路(区道)
- その他の道路(区道)

鉄道

- 鉄道

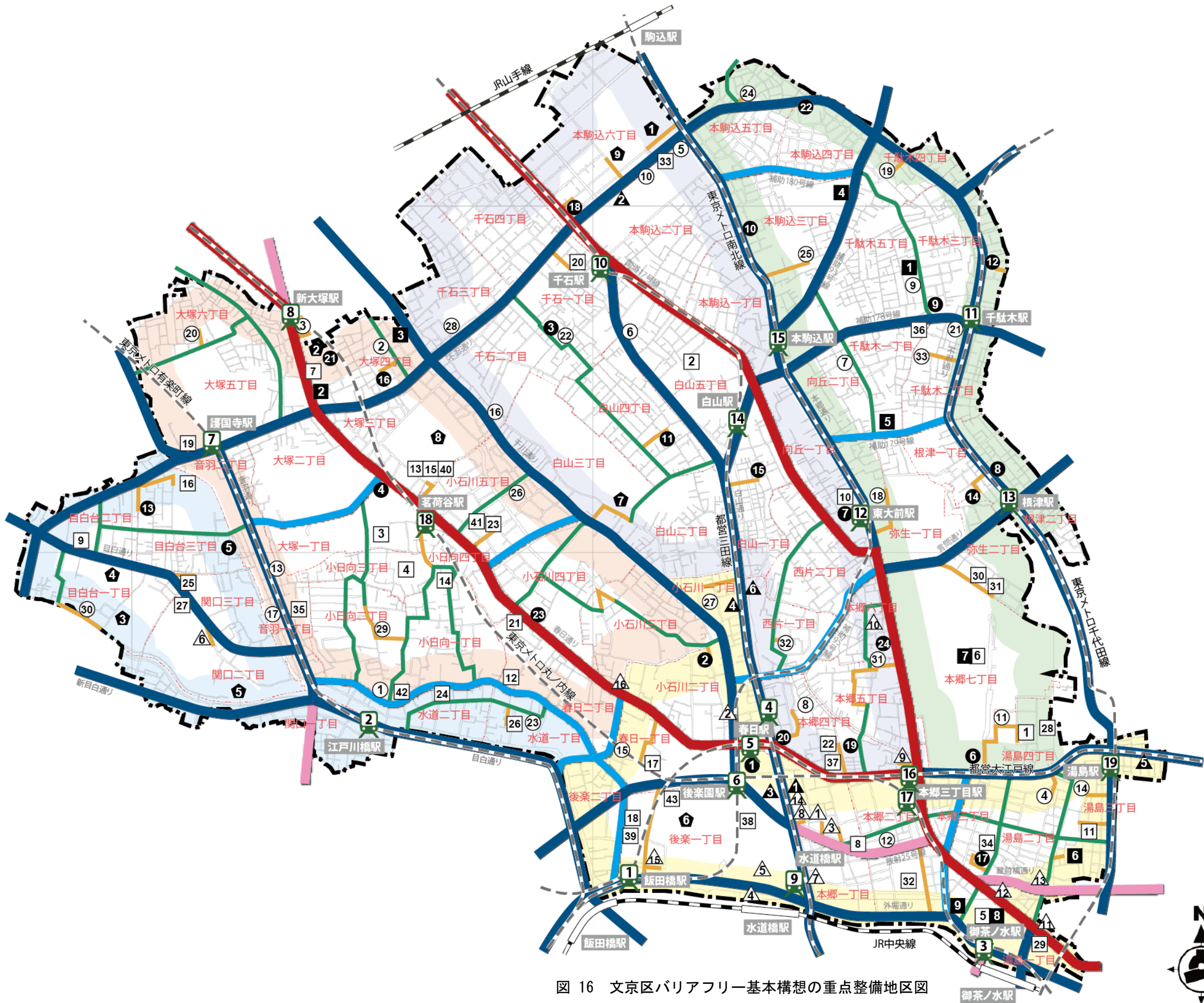
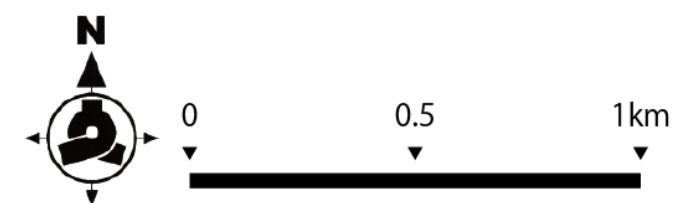


図 16 文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区図

平成 28 年 3 月現在

表 6 生活関連施設一覧

公共施設(窓口)・集会施設

- ① 文京シビックセンター
- ② 礪川地域活動センター
・高齢者あんしん相談センター富坂分室
- ③ 大原地域活動センター
- ④ 大塚地域活動センター
- ⑤ 音羽地域活動センター
- ⑥ 湯島地域活動センター・総合体育館
- ⑦ 向丘地域活動センター・アカデミー向丘
- ⑧ 不忍通りふれあい館
(根津地域活動センター・根津図書室)
- ⑨ 汐見地域センター
(汐見地域活動センター・本郷図書館)
- ⑩ 駒込地域活動センター
- ⑪ 白山交流館
- ⑫ 千駄木交流館
- ⑬ 目白台総合センター
(目白台交流館・目白台第二児童館)
- ⑭ 根津総合センター(根津交流館・根津児童館)
- ⑮ 白山東会館・白山東児童館
- ⑯ かるた記念大塚会館
- ⑰ 湯島総合センター
(湯島第二会館・文京福祉センター湯島
・湯島児童館・湯島図書館)
- ⑱ 駕籠町会館
- ⑲ 男女平等センター
- ⑳ 区民センター
- ㉑ 大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室
- ㉒ 勤労福祉会館
(本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館)
- ㉓ 小石川郵便局
- ㉔ 本郷郵便局

福祉施設

- ① 文京総合福祉センター(障害者支援施設・
障害者基幹相談支援センター・文京福祉
センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など)
- ② 文京くすのき高齢者在宅サービスセンター
・文京くすのきの郷
- ③ 文京大塚高齢者在宅サービスセンター
・高齢者あんしん相談センター大塚・文京大塚みどりの郷
- ④ 文京湯島高齢者在宅サービスセンター
・アカデミー湯島
- ⑤ 文京昭和高齢者在宅サービスセンター
- ⑥ 文京白山高齢者在宅サービスセンター
・高齢者あんしん相談センター富坂・文京白山の郷

- ⑦ 文京向丘高齢者在宅サービスセンター
- ⑧ 文京本郷高齢者在宅サービスセンター
- ⑨ 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・
高齢者あんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷
- ⑩ 高齢者あんしん相談センター駒込分室
- ⑪ 高齢者あんしん相談センター本富士
・龍岡介護老人保健施設
- ⑫ 高齢者あんしん相談センター本富士分室
- ⑬ 高齢者あんしん相談センター大塚分室
- ⑭ ゆしまの郷
- ⑮ 名称未定(特別養護老人ホーム)
- ⑯ 介護老人保健施設ひかわした
- ⑰ 名称未定(介護老人保健施設)
- ⑱ 社会福祉協議会
- ⑲ 動坂福祉会館(閉館予定)
- ⑳ 大塚児童館
- ㉑ しおみ児童館
- ㉒ 千石児童館・子育てひろば千石
- ㉓ 水道児童館・子育てひろば水道
- ㉔ 本駒込児童館
- ㉕ 本駒込南児童館
- ㉖ 久堅児童館
- ㉗ 柳町児童館
- ㉘ 千石西児童館
- ㉙ 小日向台町児童館
- ㉚ 目白台児童館
- ㉛ 本郷児童館
- ㉜ 子育てひろば西片
- ㉝ 子育てひろば汐見

保健施設・病院

- ① 保健サービスセンター 本郷支所
- ② 小石川東京病院
- ③ 東京健生病院
- ④ 駒込病院
- ⑤ 日本医科大学付属病院
- ⑥ 東都文京病院
- ⑦ 東京大学医学部附属病院
- ⑧ 東京医科歯科大学医学部附属病院
- ⑨ 順天堂大学医学部附属順天堂医院

文化・教養・教育施設

- ① 文京区教育センター
- ② 東洋大学(白山キャンパス)
- ③ 跡見学園女子大学(文京キャンパス)
- ④ 拓殖大学(文京キャンパス)
- ⑤ 東京医科歯科大学(湯島キャンパス)
- ⑥ 東京大学(本郷キャンパス)
- ⑦ 東邦音楽大学・短期大学(文京キャンパス)
- ⑧ 東洋学園大学(本郷キャンパス)
- ⑨ 日本女子大学(目白キャンパス)
- ⑩ 文京学院大学・短期大学(本郷キャンパス)
- ⑪ 日本薬科大学(お茶の水キャンパス)
- ⑫ 国際仏教学大学院大学
- ⑬ 筑波大学(東京キャンパス文京校舎)
- ⑭ 真静学園短期大学
- ⑮ 放送大学東京文京学習センター
- ⑯ 筑波大学附属視覚特別支援学校
- ⑰ 筑波大学附属大塚特別支援学校
- ⑱ 都立文京盲学校
- ⑲ アカデミー音羽
- ⑳ アカデミー千石・千石図書館
- ㉑ アカデミー茗台
- ㉒ 真砂中央図書館
- ㉓ 小石川図書館
- ㉔ 水道端図書館
- ㉕ 目白台図書館
- ㉖ 印刷博物館
- ㉗ 講談社 野間記念館
- ㉘ 国立近現代建築資料館
- ㉙ 史跡湯島聖堂 財団法人斯文会
- ㉚ 竹久夢二美術館
- ㉛ 弥生美術館
- ㉜ 東京都水道歴史館
- ㉝ 東洋文庫ミュージアム
- ㉞ 日本サッカーミュージアム
- ㉟ 鳩山会館
- ㊱ 森鷗外記念館
- ㊲ 文京ふるさと歴史館
- ㊳ 東京ドーム(野球殿堂博物館含む)
- ㊴ 小石川運動場

- ④⑩ スポーツセンター
- ④⑪ 竹早テニスコート
- ④⑫ 江戸川橋体育館
- ④⑬ 後楽公園少年野球場

商業施設

- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ① ドン・キホーテ後楽園店
- ② 文京グリーンコート
- ③ ラクーア
- ④ クイーンズ伊勢丹小石川店
- ⑤ ドン・キホーテ上野店
- ⑥ オリビック白山店

宿泊施設

- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ① ホテルウィングインターナショナル後楽園
- ② 東横イン後楽園文京区役所前
- ③ ザ・ビー水道橋
- ④ 東京グリーンホテル後楽園
- ⑤ 東京ドームホテル
- ⑥ ホテル椿山荘東京
- ⑦ ホテルサトー東京
- ⑧ 水道橋グランドホテル
- ⑨ ホテル機山館
- ⑩ フォーレスト本郷
- ⑪ ホテルお茶の水イン
- ⑫ 東京ガーデンパレス
- ⑬ お茶の水セントヒルズホテル
- ⑭ リッチモンドホテル東京水道橋
- ⑮ 後楽ガーデンホテル
- ⑯ ホテルリブマックス後楽園

公園・運動場

- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ① 六義園
- ② 大塚公園
- ③ 新江戸川公園
- ④ 目白台運動公園
- ⑤ 江戸川公園
- ⑥ 小石川後楽園
- ⑦ 小石川植物園
- ⑧ 教育の森公園・占春園
- ⑨ 六義公園・六義公園運動場

鉄道駅

- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ① 都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅
- ② 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅
- ③ 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅
- ④ 都営地下鉄三田線 春日駅
- ⑤ 都営地下鉄大江戸線 春日駅
- ⑥ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅
- ⑦ 東京メトロ有楽町線 護国寺駅
- ⑧ 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅
- ⑨ 都営地下鉄三田線 水道橋駅
- ⑩ 都営地下鉄三田線 千石駅
- ⑪ 東京メトロ千代田線 千駄木駅
- ⑫ 東京メトロ南北線 東大前駅
- ⑬ 東京メトロ千代田線 根津駅
- ⑭ 都営地下鉄三田線 白山駅
- ⑮ 東京メトロ南北線 本駒込駅
- ⑯ 都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅
- ⑰ 東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅
- ⑱ 東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅
- ⑲ 東京メトロ千代田線 湯島駅

第5章 移動等円滑化に関する事項

5.1 移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 7 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (追補版平成 27 年 7 月)
条例等	公共交通・道路 公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成 26 年 9 月
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成 18 年 12 月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐車場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月
	トイレ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり推進協議会 平成 18 年 7 月

5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、アンケートやワークショップ、地域懇談会を実施し、区民から現状の課題や意見等を収集しました。その中から特に要望が多かった内容を各施設ごとに移動等円滑化に向けた配慮事項として整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、施設管理者や関係機関と連携し、整備手法等についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化を検討します。

- ※1) 配慮事項は区民意見を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮していません。
- ※2) **赤字**は関連ガイドラインに同様の記載があるもののうち特に区民意見の多かったもの、**青字**は記載がないものです。

(1) 公共交通の移動等円滑化

① 旅客施設(鉄道駅)

項目	共通の配慮事項
①通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。また、利用客数が多い駅については、 バリアフリー経路の増設に努める とともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする(乗換時も同様)。
	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保(視覚障害者誘導用ブロックの配置)する。
②上下移動	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いすユーザー対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	エスカレーターは、 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 する。
③ホーム	転落防止のため、 ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置 する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車いすユーザーや視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降位置を表示するとともに、 視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付 する。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
④券売機等	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
	車いすユーザーでも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい(反射しない)券売機等を設置する。
	インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。

項目	共通の配慮事項
⑤トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する （ベビーチェアや 幼児用便座 など）。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する 。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合（ 途中から階段による上下移動が必要となる場合 ）は、あらかじめその旨がわかるように 経路の端部に案内 を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、 可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達 できるようにする。
	エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮 する（案内の表示など）。
⑦人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：旅客施設のバリアフリー化（国土交通省資料など）



ホームドア



可動式ホーム柵



内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携） バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。 バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。 多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。 バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

(2) 道路の移動等円滑化

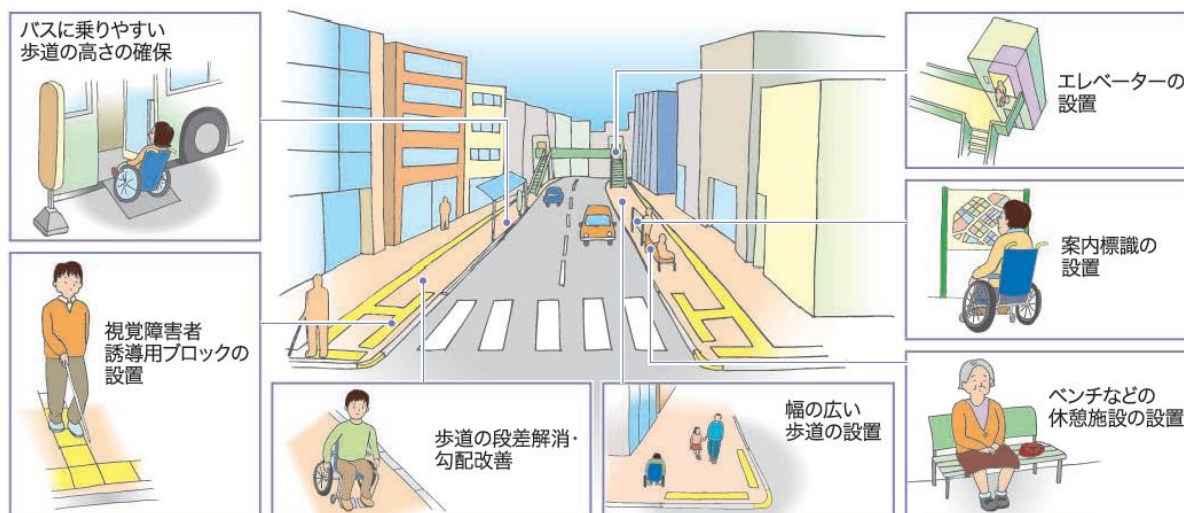
① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における 歩道内の勾配をゆるく する。
	バス停留所を設置する歩道は、 バスに円滑に乗降できる高さ とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)
	車いす使用者やベビーカー利用者が 移動しやすい舗装 を行う。
	歩車道境界ブロックは、 視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるもの にする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。(関係事業者と連携)
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設の設置に努める 。
歩道の安全性を高めるため、 自転車走行空間整備 を推進する。	
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 車いす使用者等が安心して滞留できるスペース(平坦な踊り場等)や高齢者等が休憩できるベンチの設置 に努める。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	<u>工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。</u>
⑤人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。(交通管理者と連携)

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
②安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。 長く続く坂道では、 滑りにくい舗装 に配慮するとともに、必要に応じて 手すりの設置 などを検討する。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）





バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



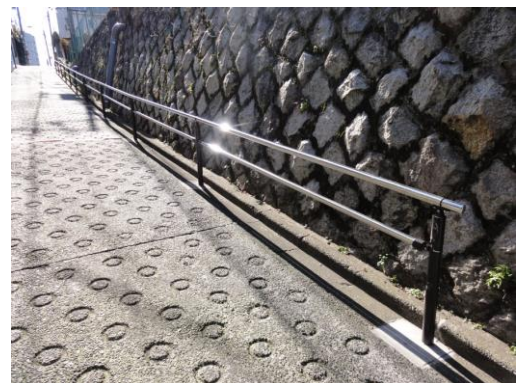
コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）



助け合いの意識を喚起する標識（坂道）

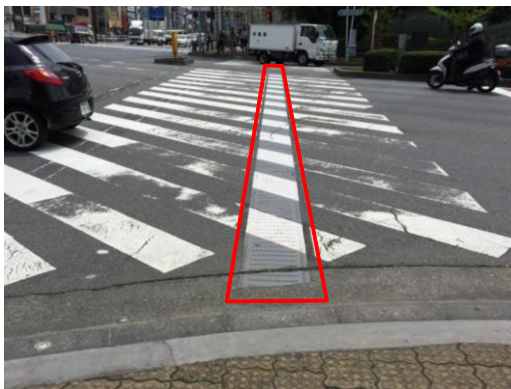


急な坂道への手すりの設置

(3) 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、 バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置 するとともに、付帯機材の位置に配慮する。 主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、 エスコートゾーンの設置 を検討する。 高齢者、障害者が 安全に横断できる よう、 適切な青時間を確保 する（歩行者用青信号の延長など）。 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討 する。（道路管理者と連携）
③人的対応・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（道路管理者と連携）

● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機

(4) 建築物の移動等円滑化(駐車場を含む)

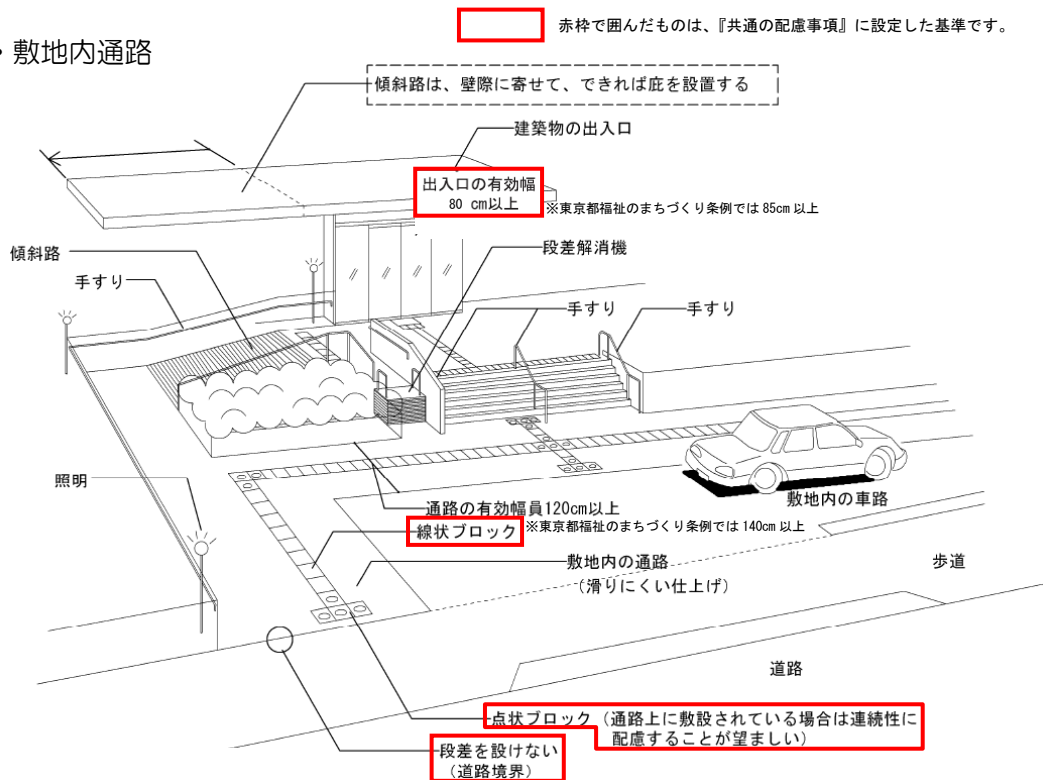
項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、 歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置 する。 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者や ベビーカー利用者等 に配慮した幅を確保する(80cm以上)。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。 エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。 階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。 階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。 多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する(ベビーチェアや 幼児用便座 など)。 多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。 出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける。 建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮 する(案内の表示など)。 病院など順番待ちのある施設では、 呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内 するなど、 聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮 する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。 貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 講演を行うホール等では磁気ループを導入 し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。

項目	共通の配慮事項
⑧人的対応・ 心の バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
	道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。

● 参考：建築物のバリアフリー化

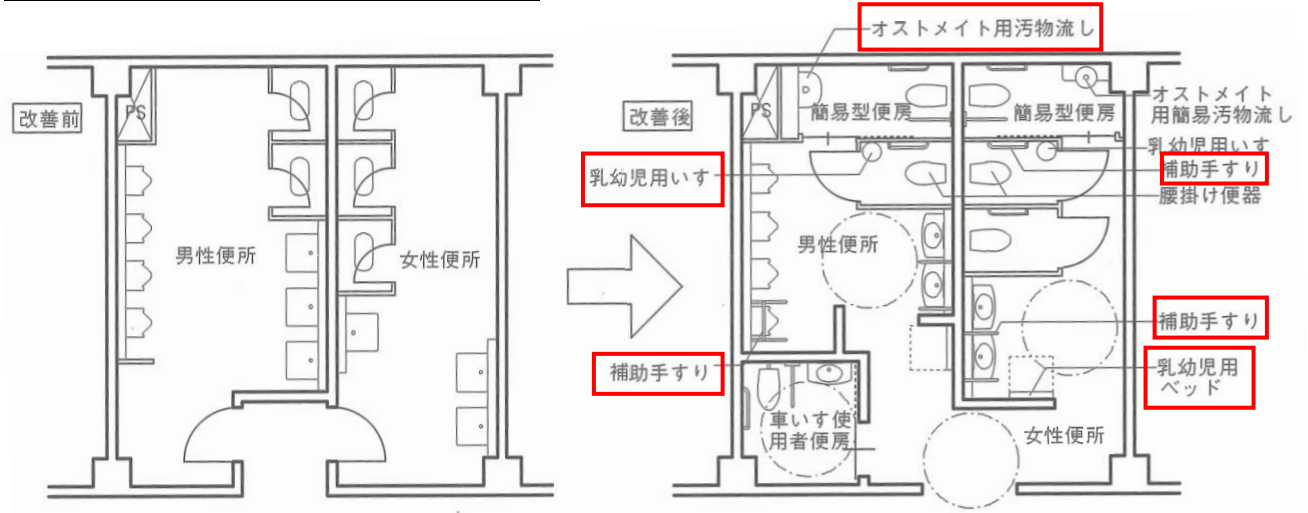
(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか)

① 出入口・敷地内通路



④トイレ

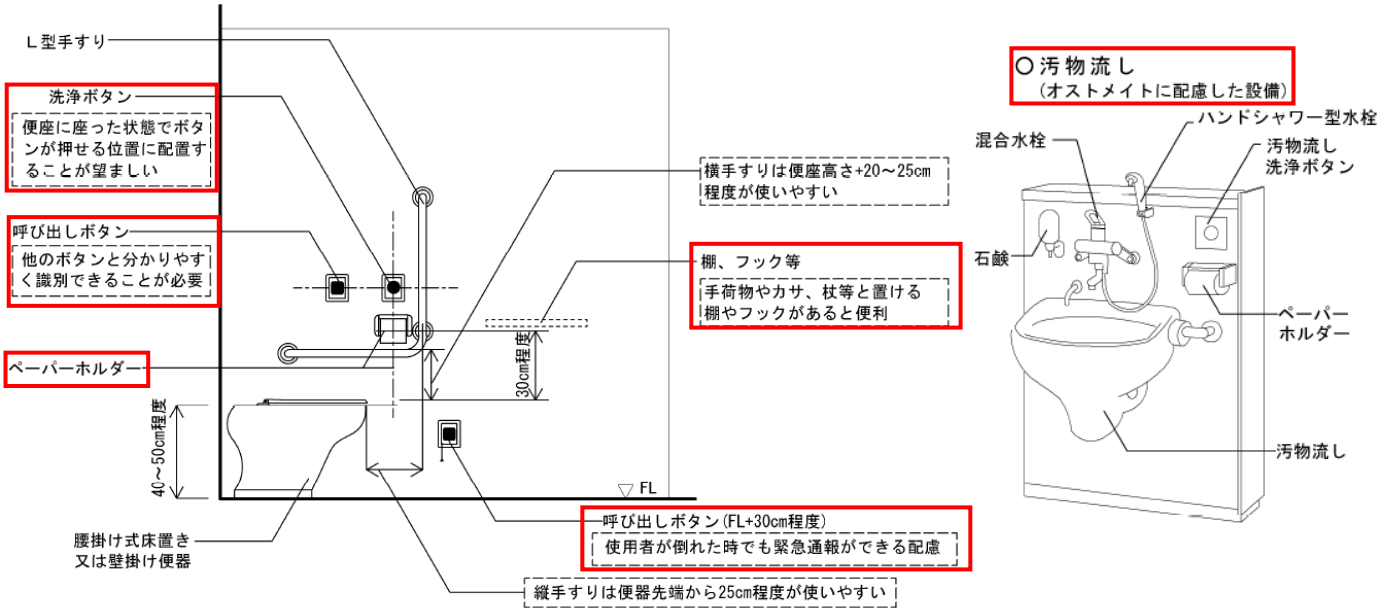
トイレの改善例（車いす対応・機能分散）



廊下
・高齢者・障害者等に対応する便房がない場合

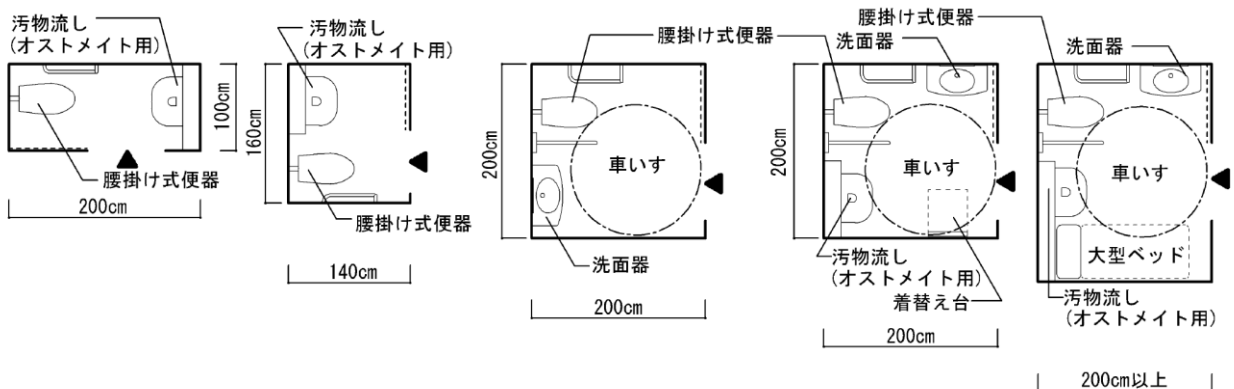
- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

○ボタン等の配置

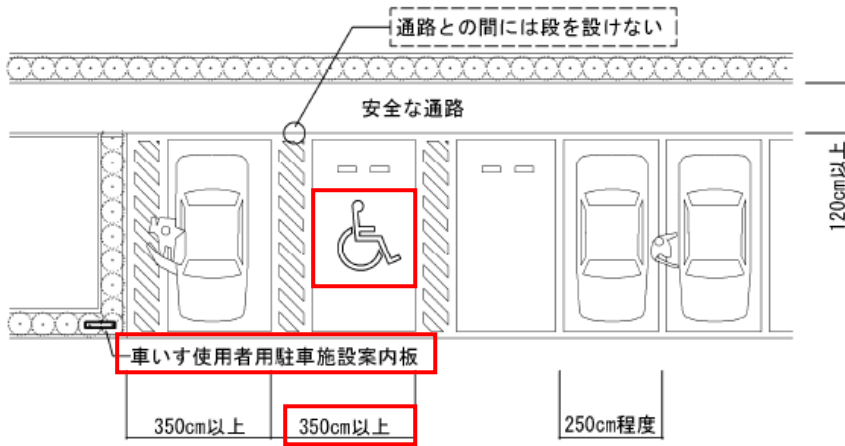


●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房 ○車いす使用者用便房 ○多機能便房



⑤ 駐輪場・駐車場

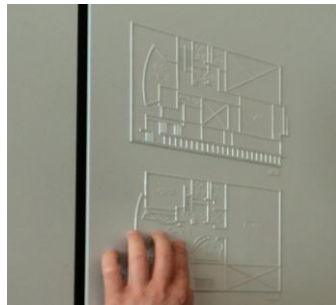


マナーアップポスター
(東京都資料より)

⑥ 案内設備



ピクトグラムによる案内



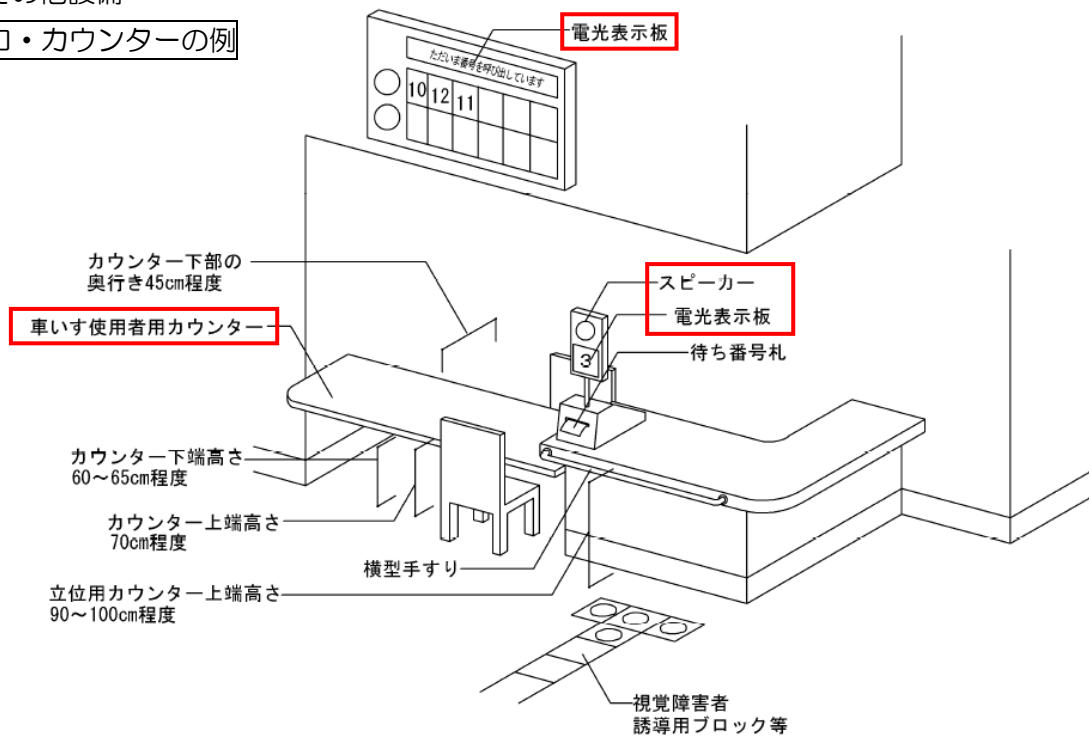
触知図や音声による案内



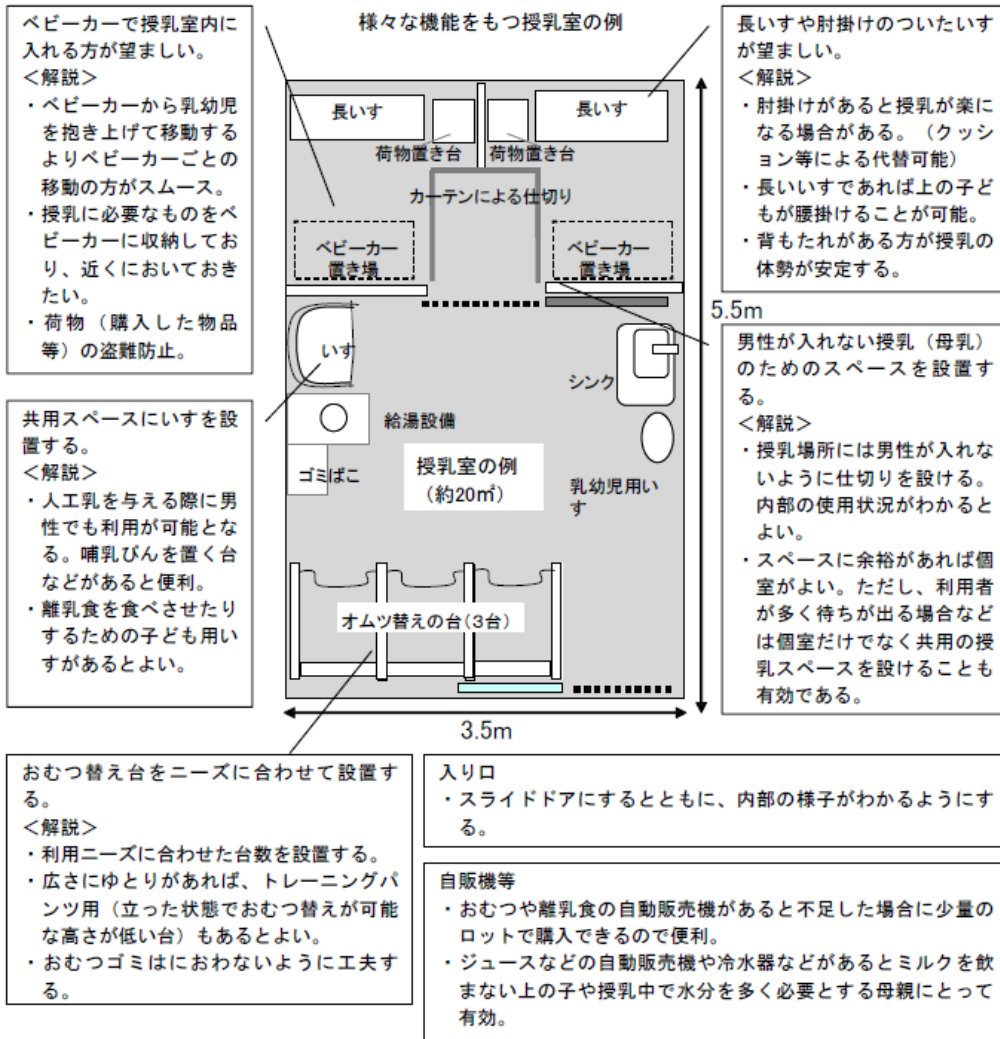
総合案内 (人による対応)

⑦ その他設備

窓口・カウンターの例



授乳室の配置例



⑧人的対応・心のバリアフリー



耳マーク・筆談用具

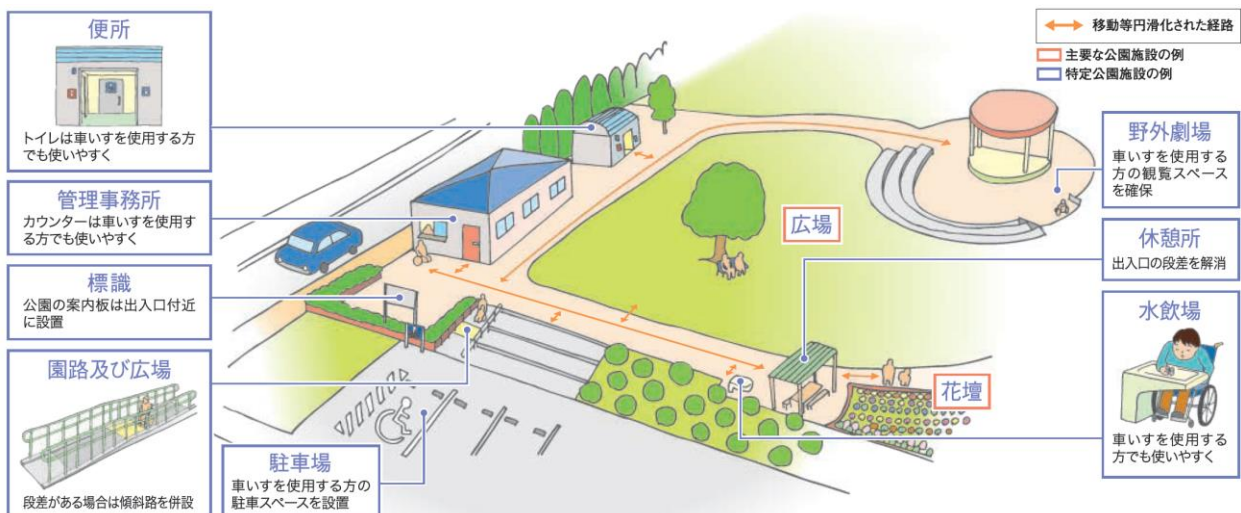


コミュニケーション支援ボード
 （公益財団法人明治安田こころの健康財団より）

(5) 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者や ベビーカー利用者等 が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は 平坦で固くしまっていて滑りにくい路面 とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
③トイレ	車いす使用者用が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑥維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
⑧人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	職員による案内やサポート、 悪路に対応した車いすの貸出 などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具 を設け、設置を示す案内を表示する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）



第6章 心のバリアフリー等のソフト施策

6.1 心のバリアフリーの推進

「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、区全体で取組を進めていくためには、道路や建築物などをバリアフリー化するだけでなく、その整備を補完するような人的支援などのソフト面での対応を進めるとともに、高齢者、障害者等への無理解、偏見、差別をなくし、その社会参加に積極的に協力していくことが必要です。

区・事業者・区民がそれぞれの役割を理解し、積極的に心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。以下に、それぞれに求められる役割や取組例を示します。

(1) 区を取組

区は、窓口業務などをはじめとした区民サービスにおいては、高齢者、障害者等に最も身近に接する事業者でもあります。区の職員は高齢者、障害者、妊婦や子育てをしている人などへの理解を深め、適切な対応の方法等を学ぶとともに、区民が利用する施設などでは、積極的に人的支援やサービスの充実などの心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。また、区民への意識啓発や理解を深めるための機会を提供することが求められます。

区では、障害等への理解を深めるための職員研修や人権研修などを毎年実施しています。また、平成25年に「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、イベントなどの機会をとらえて広く区民に配布するなど、障害者や障害の特性についての理解の促進を図っています。文京区バリアフリー基本構想の検討にあたっては、ハンドブックの概要版としてパンフレットを作成し、アンケート実施の機会に広く周知を行いました。小・中学校においても、ハンドブックを教材として配布するとともに、高齢者や障害者の疑似体験、高齢者施設を訪問してのふれあい、乳児と



安全・安心なまちづくりを進めるためには、建築物、道路などをバリアフリー化するだけでなく、その整備を補完するような人的支援などのソフト面での対応を進めるとともに、高齢者、障害者等への無理解、偏見、差別をなくしていくことが必要です。
お互いが助け合い、支え合っていくことで、なくせるバリア（障壁）があります。すべての人が笑顔で暮らせるように、私たち一人ひとりが相手の気持ちになって考え、心のバリアをなくしていきましょう。

「心のバリアフリー」の理解を深めるキーポイント

ポイント① 知る・考える

- ◆ さまざまな障害の特徴や困っていること、支援方法などを調べたり、わたしたちにできることを考えてみましょう。参考：「国土交通省 こころのバリアフリーガイドブック」

ポイント② ルール・マナーを守る

- ◆ 誘導ブロックには物を置かないようにしましょう。
- ◆ 自転車は安全運転を心がけ、歩いている人に危険がないよう配慮しましょう。

ポイント③ ゆずる

- ◆ 多機能トイレ（♿マークのあるトイレ）はそこしか使えない人にゆずりましょう。
- ◆ 優先席やエレベーターでは特に必要としている人を優先しましょう。

ポイント④ 声をかける

- ◆ 困っている人を見かけたら、まず、声をかけてみましょう。
- ◆ 何を手伝ってほしいのかを聞きましょう。

あなたなら、どんなふうに声をかけますか？



こんなとき、「ひとりだと恥ずかしい。」
「声をかけるタイミングがわからない。」
「正しいサポートの仕方が分からない。」
「かえって迷惑だと思われそう。」
などと思いませんか？

でも困っている人は、「もっと好きなところに外出したい」「手伝ってほしいけど声をかけづらい」「みんな急いでいるのに申し訳ない」「迷惑だと思われたくない」と思っているかもしれません。

アンケートに同封したパンフレット

ふれあう「赤ちゃん登校日」を実施するなどの福祉教育に力を入れて取り組んでいます。

さらに、人権週間や障害者週間での関連行事の開催、認知症サポーターの養成、マタニティハラスメントの防止など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

今後は、文京区バリアフリー基本構想の策定を契機として、まちづくりと福祉や教育等の部署が連携し、区民等への啓発をさらに進めていきます。また、障害者差別解消法の施行にあたり、障害者への不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮が義務化されることを踏まえ、適切な対応を進めるための検討や、関係する事業者、区民等への情報提供を進めていきます。

(2) 事業者の取組

文京区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画では、各事業者は、第5章に掲げた移動等円滑化に関する事項（基準・配慮事項）を踏まえて具体的な事業計画を定めることとなります。このなかでは、「人的対応・心のバリアフリー」に関する事業についても具体的に定め、実施状況について随時確認していくことで取組を推進していきます。

また、障害者差別解消法の施行にあたり、障害者への合理的配慮の努力義務が課せられることも踏まえ、生活関連施設以外の小規模な施設や、具体的な特定事業を位置づけない施設等においても、それぞれの事業者が可能な範囲で高齢者、障害者等が安心して施設を利用できるための配慮や工夫に取り組むことが求められます。

(3) 区民の取組

バリアフリー法では、国民の責務として、「高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努める」ことを求めています。

一人ひとりの区民が視覚障害者誘導用ブロックに自転車を停めない、困っている人を見かけたら声をかけるなど、日常的な配慮や支援をすることで、多くの高齢者、障害者がより安心して外出できるようになります。

また、区などが提供する機会や資料などを活用し、積極的にさまざまな障害の特徴などについて調べたり、障害のある人との交流を深めたりすることで、心のバリアをなくしていくことが求められます。

6.2 区の特성에応じたソフト施策等の推進

公共交通、道路、交通安全、建築物、公園等の個別の特定事業にはあたらなその他の施策について、バリアフリーの視点から配慮すべき事項や今後取り組むべき事項について以下に示します。

(1) 観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備

まちの移動、利用に関する観光・情報のバリアフリーについては、区の複数の部署が連携し、案内板や避難所表示板への多言語表記や QR コードの設置、多言語版観光リーフレットの作成、「文の京」外国人おもてなし隊育成事業などを通じて、外国人をはじめとした来訪者でも安心して移動できるまちづくりを推進しています。

文京区バリアフリー基本構想の推進にあたっては、地区別計画の検討等において、駅から主要な施設までの公共交通、道路、施設の各事業者が連携した重点的な案内の充実など、より多様な主体の連携・協力によるわかりやすさの向上が求められます。

また、東京 2020 大会に向けて、ボランティアを活用した人的対応の充実など、ハード・ソフトが連携した観光・情報のバリアフリー推進が課題となります。

(2) 坂道のバリアフリー

区民アンケートやワークショップ、地域懇談会では、区の特徴である坂道について、バリアフリーの視点からの移動の困難について多くの意見が出されました。

第 5 章の移動等円滑化に向けた配慮事項では、意見を踏まえた坂道での対応として、車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等）や高齢者等が休憩できるベンチの設置、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置、滑りにくい舗装、手すりの設置などの配慮事項を示しました。

今後は、具体的な場所を対象とした整備のあり方や標識のデザインなどを検討していく必要があります。

(3) 歩行空間の安全な利用

地域懇談会では、駅周辺や商店街を中心に、看板などによる道路の不法占用や放置自転車の問題に関する意見、歩道を通行する自転車の利用マナーに関する意見が多く出されました。

区内の幹線道路では、自転車レーンや自転車ナビマークが整備された箇所がありますが、通行に危険を感じる人が多く、十分に活用されていないという意見も出されました。

高齢者、障害者のみならずベビーカー利用者や子どもなど、多くの人が利用する道路では、道路整備だけでなく、だれもが安心して通行できるよう、継続的な取組が必要です。特に自転車については、違法駐輪車両の撤去や自転車利用者へのマナー啓発をはじめ、自転車走行空間の整備とあわせた車道通行を促すための安全対策など、総合的な対策が必要です。

また、特に混雑する通勤・通学時間帯などでのゆずりあいの励行、歩きながらスマートフォン等を操作しないなど、心のバリアフリーと連携した取組が求められます。

(4) バリアフリーに関する情報発信

これまで、都の条例等に基づいて個別に進めてきたバリアフリー整備については、取組について広く周知を行っているとは言えない状況でした。今後は、施設等のバリアフリー情報の充実を図るとともに、文京区バリアフリー基本構想に基づき事業を推進していくにあたり、事業者の連携によって実現した整備や、区民参加で検討した取組、バリアフリーについて工夫した点などについて、協議会を活用して共有し、広報やホームページ等を活用して周知していくことが必要です。

また、工事中や非常時のバリアフリー情報（利用不可・迂回など）を音声や文字情報で提供するなど、状況に応じた情報発信の充実が求められます。

第7章 地区別計画に関する基本方針

文京区バリアフリー基本構想の策定後、重点整備地区について、次年度以降、順次地区別計画を策定していくこととなります。

ここでは、前章までの文京区全体の移動等円滑化に関する方針を踏まえ、地域懇談会での意見等を参考に、よりきめ細かい地区ごとのバリアフリー化（特定事業等）に向けた方針を示します。地区別計画策定の際は、本章の内容を基本としつつ、各地区内でのまち歩きワークショップなどを通じて、より具体的な課題を明らかにし、事業の位置づけ（特定事業計画等）に向けた検討を進めていきます。

7.1 都心地域

都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 東京2020大会の競技会場等として使用されることを想定し、 周辺のバリアフリー化を目指します。

- 駅、競技会場を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進
- 東京メトロ後樂園駅、都営春日駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実
- 連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールート の確立

2. 駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化を目指します。

- 駅周辺や主要施設における区外隣接駅（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内の充実
- 高齢者利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

3. 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進
- 生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底
- 坂道での車いす使用者等への手助けなどの心のバリアフリーの推進

1. 東京2020大会の競技会場等として使用されることを想定し、周辺のバリアフリー化

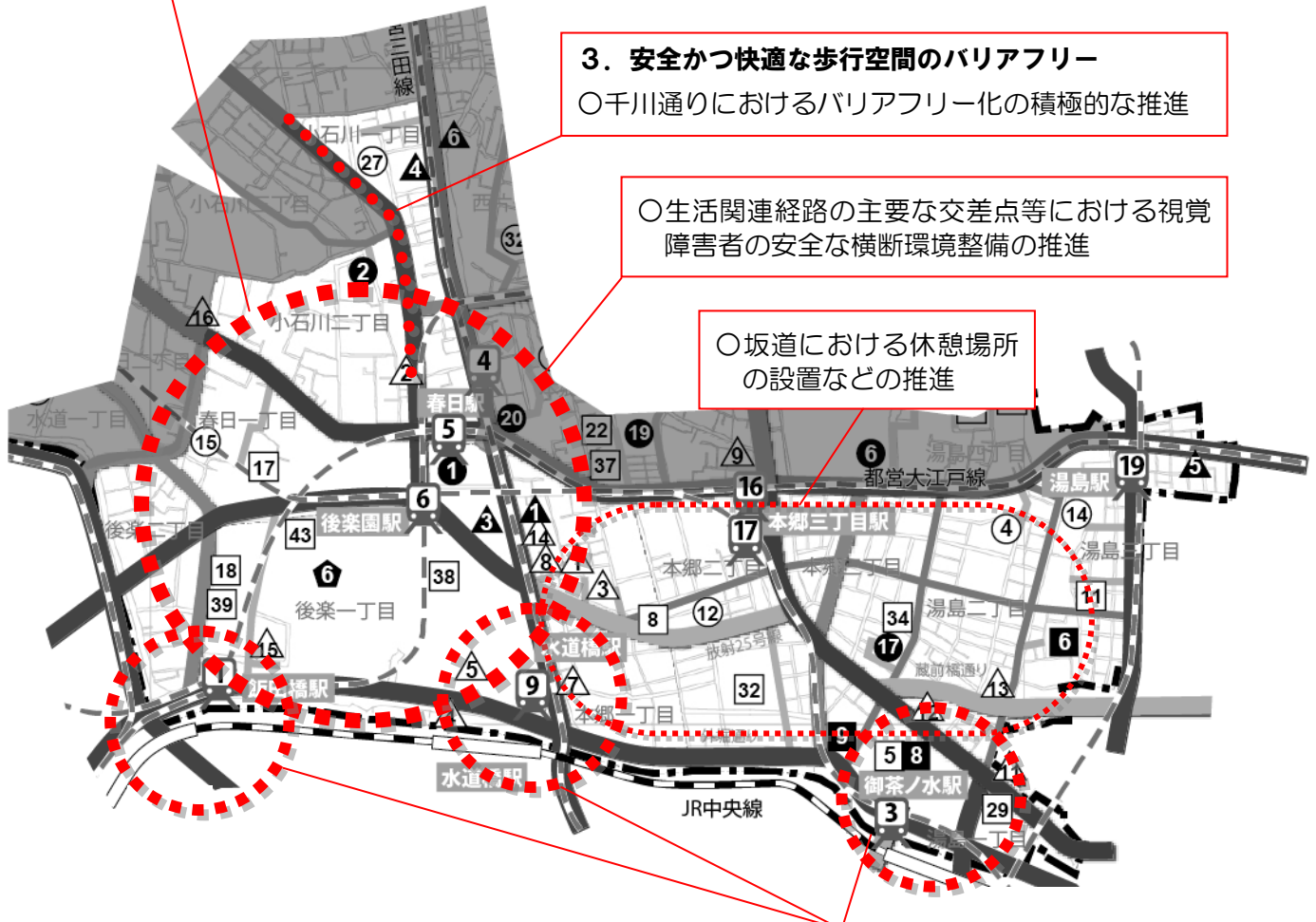
- 駅、競技会場を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進
- 東京メトロ後樂園駅、都営春日駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実
- 連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールート の確立

3. 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー

- 千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進

- 生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進

- 坂道における休憩場所の設置などの推進



4. 自転車利用のルール の徹底など心のバリアフリー

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルール の徹底
- 坂道での車いす利用者等への手助けなどの心のバリアフリーの推進

2. 駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化

- 駅周辺や主要施設における区外隣接駅（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内の充実
- 高齢者利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.2 下町隣接地域

下町隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化を目指します。

- 不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

2. 利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保
- 区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

3. 生活道路における歩行空間のバリアフリー化を目指します。

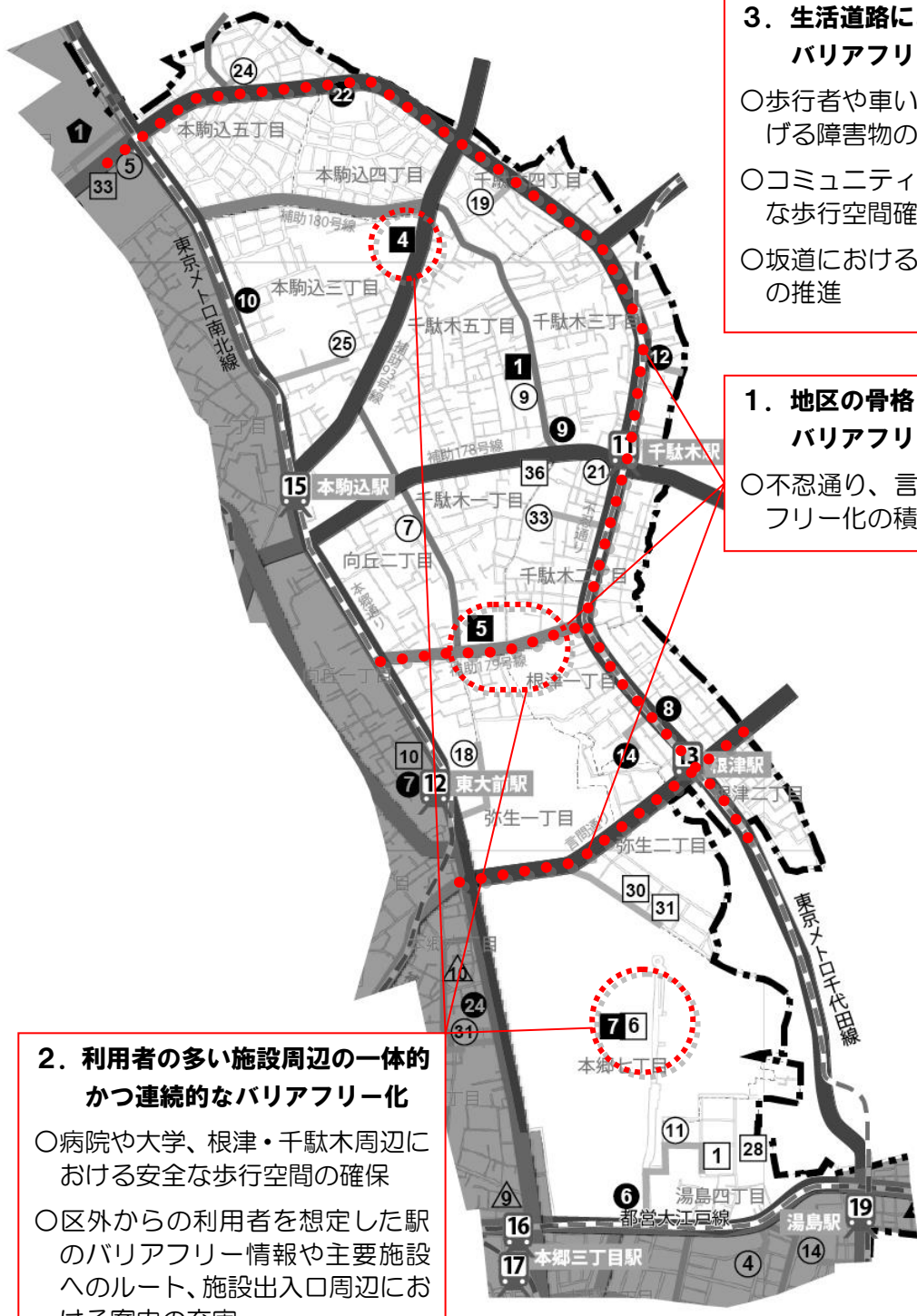
- 歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設
- コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

4. 生活者と来訪者相互の心のバリアフリーを目指します。

- 歩行空間への駐輪・駐車対策の強化
- 沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆすりあいなどの心のバリアフリーの推進

5. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底



3. 生活道路における歩行空間のバリアフリー化

- 歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設
- コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

1. 地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化

- 不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

2. 利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化

- 病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保
- 区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

4. 生活者と来訪者相互の心のバリアフリー

- 歩行空間への駐輪・駐車対策の強化
- 沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆずりあいなどの心のバリアフリーの推進

5. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.3 山の手地域東部

山の手地域東部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進
- 国道 17 号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

2. 主要施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
- 駅周辺や主要施設における施設間の経路案内の充実による回遊性の向上

3. だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化を目指します。

- 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
- 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車レーン・自転車ナビマーク等の利用啓発や自転車利用ルールの徹底

2. 主要施設までの一体的かつ連続的なバリアフリー化

- 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
- 駅周辺や主要施設における施設間の経路案内の充実による回遊性の向上

1. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

- 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進

- 国道 17 号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

3. だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化

- 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
- 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用のルール徹底など心のバリアフリー

- 自転車レーン・自転車ナビマーク等の利用啓発や自転車利用ルールの徹底

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.4 山の手地域中央

山の手地域中央におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
- 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築

2. 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。

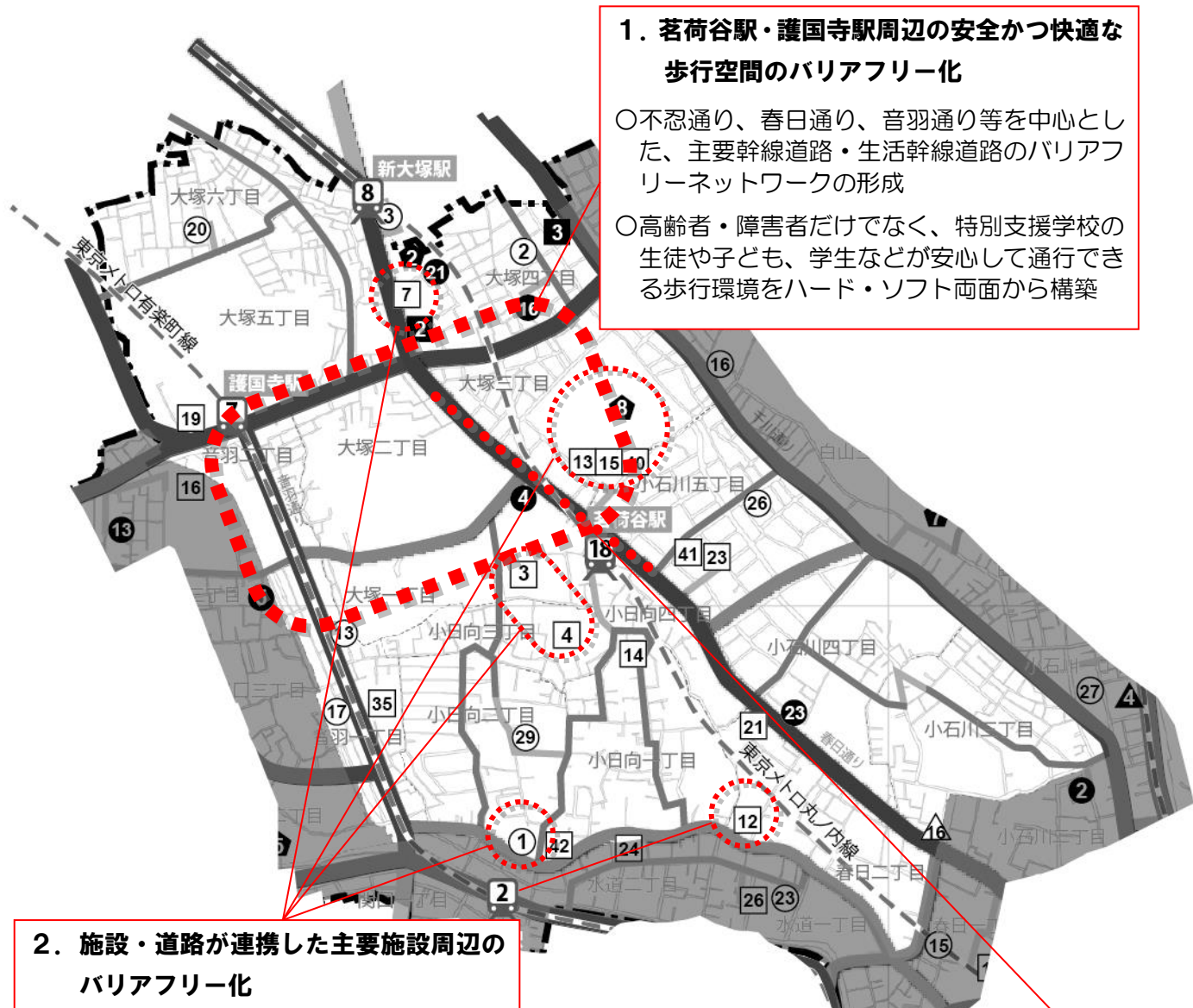
- 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
- 駅周辺における主要施設までの案内の充実によるわかりやすさの向上

3. だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応を目指します。

- 小さな凹凸の改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
- 車いす利用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車レーン等の利用に関する周知など自転車利用ルールの徹底



1. 茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

- 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
- 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築

2. 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化

- 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
- 駅周辺における主要施設までの案内の充実によるわかりやすさの向上

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー

- 自転車レーン等の利用に関する周知など自転車利用ルールの徹底

3. だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応

- 小さな凹凸の改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
- 車いす利用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.5 山の手地域西部

山の手地域西部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成
- 不忍通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善
- 駅周辺における主要施設への案内の充実によるわかりやすさの向上
- 商店街での駐輪対策や通行ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成

2. 安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策を目指します。

- 坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進
- 急な坂道での滑りにくい舗装、非常時につかまれる柵や手すりなどの対策の推進

3. 歩行者のための散策経路のバリアフリー化を目指します。

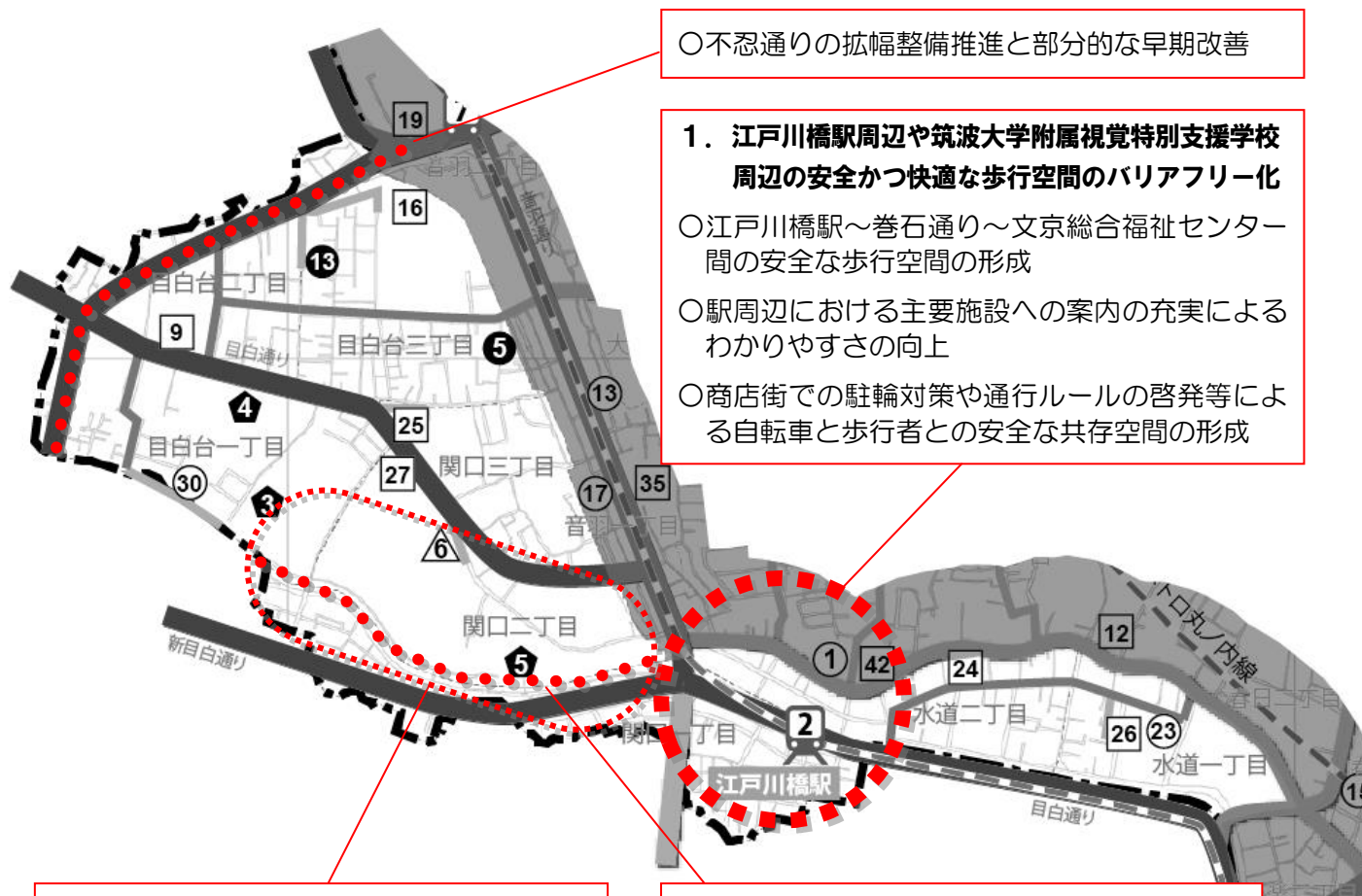
- 公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保
- 憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 高齢者・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリーを目指します。

- 困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進

5. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底



○不忍通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善

**1. 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校
周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化**

- 江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成
- 駅周辺における主要施設への案内の充実によるわかりやすさの向上
- 商店街での駐輪対策や通行ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成

**2. 安全に通行できるよう、バリアフリーに
配慮した坂道での対策**

- 坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進
- 急な坂道での滑りにくい舗装、非常時につかまれる柵や手すりなどの対策の推進

**4. 高齢者・障害者が特に多く利用する地域
での心のバリアフリー**

- 困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進

3. 歩行者のための散策経路のバリアフリー化

- 公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保
- 憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進

**5. 自転車利用のルールの徹底など
心のバリアフリー**

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

第8章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

8.1 地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想に基づき各事業者が具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、それぞれ事業を実施することが定められています。

本区では、第3章の「3.4 文京区におけるバリアフリーの推進」に示すとおり、平成28年度以降に文京区バリアフリー基本構想に基づく「地区別計画（バリアフリー法に基づく特定事業計画を含む）」を順次策定します。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業計画をとりまとめます。

地区別計画は、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）ごとに策定します。各施設におけるバリアフリー整備の早期着手を促進することから、平成29年度までの策定を目指し、順次検討を進めます。

表8 地区別計画の策定予定

年度	対象地区
平成28年度	都心地域、下町隣接地域
平成29年度	山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部

8.2 バリアフリー基本構想の進行管理

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会を行って推進協議会で確認するとともに、平成 32 年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成 37 年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

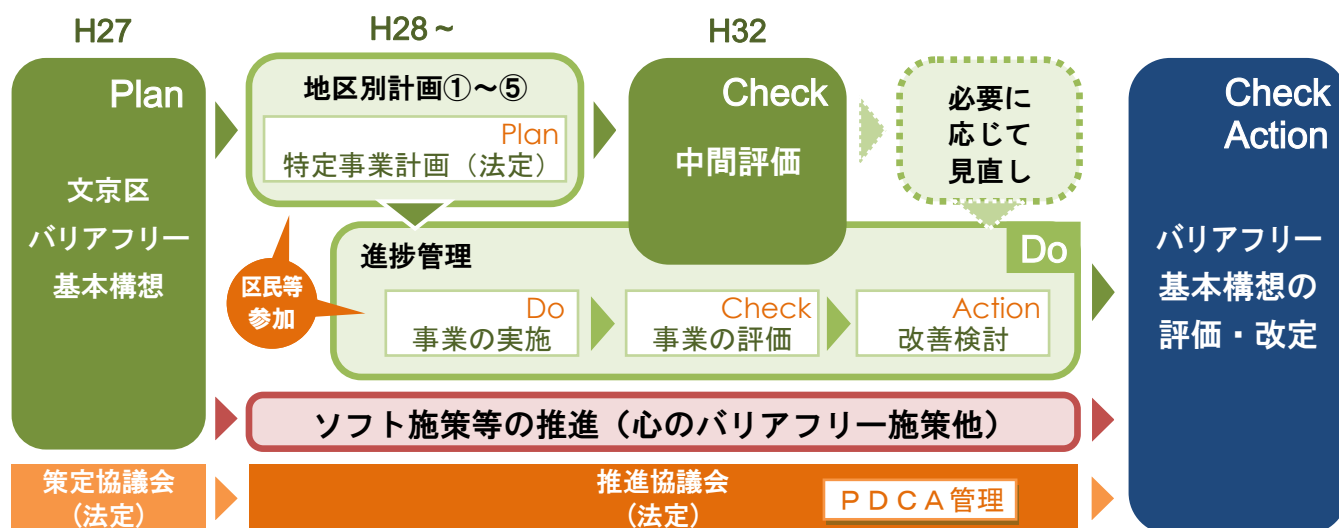


図 17 文京区バリアフリー基本構想における PDCA サイクルのイメージ

参考 1 文京区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

26文都都第572号 平成27年3月26日区長決定

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定に必要な協議を行うため、文京区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 重点整備地区の選定に関する事。
- (2) バリアフリー基本構想の策定に関する事。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	
1	学識経験者	岩手県立大学 総合政策学部 教授	元田 良孝	
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦	
3	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	
4		文京区肢体障害者福祉協会	小西 慶一	
5		文京区内部疾患友の会	齊田 宗一	
6		文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	
7		文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	
8		文京区家族会	大門 勝	
9		文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子	
10		区民	高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会
11		商店街	文京区商店街連合会	野上 信吉
12		町会	文京区町会連合会	諸留 和夫
13		地域員	文京区民生委員児童委員協議会	下田 和恵
14	公募		神沼 敏裕	
15			八文字 嘉子	
16			井本 佐保里	
17			加藤 香織	
18	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	松本 敦
19		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 (平成27年7月15日まで) 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 (平成27年7月16日から)	池内 光介 谷崎 馨一
20	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	靱島 洋伸
21		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功
24		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良
25	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	高橋 勝久
26			大塚警察署 交通課長	藤山 一哉
27			本富士警察署 交通課長	恒吉 忠弘
28			駒込警察署 交通課長	永田 和美
29	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	亀山 勝
30			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長 (平成27年7月15日まで) 東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長 (平成27年7月16日から)	白石 隆一郎 生越 啓史
31		都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	和田 明
32		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光
33	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修	

参考3 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名
1	文京区企画政策部長	佐藤 正子
2	文京区福祉部長	藤田 恵子
3	文京区都市計画部長	中村 賢司
4	文京区土木部長	中島 均
5	文京区企画政策部企画課長	竹越 淳
6	文京区アカデミー推進部観光・国際担当課長 兼務 アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	熱田 直道
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸
8	文京区福祉部障害福祉課長	須藤 直子
9	文京区都市計画部都市計画課長	鶴沼 秀之
10	文京区土木部管理課長	小野 光幸

参考4 検討経緯

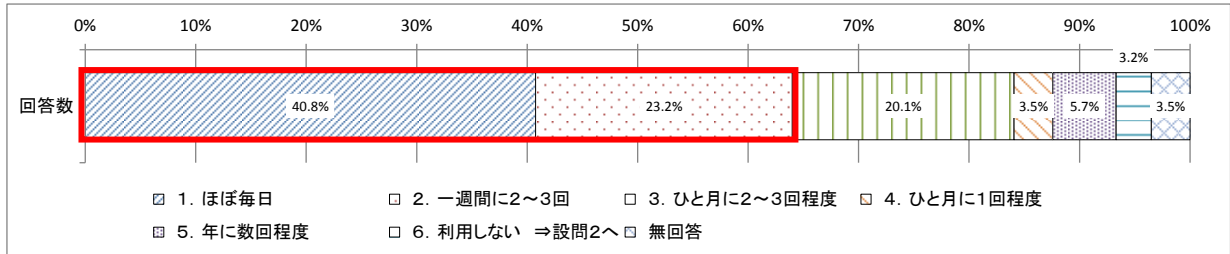
回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成27年5月29日(金)	(1) 文京区バリアフリー基本構想について (2) 策定にかかる基礎調査について(報告) (3) 検討に向けた活動・組織(案) (4) バリアフリー基本構想策定に向けた基本方針(案)
2	まち歩きワークショップ 平成27年7月15日(水)	・現地確認及び意見交換(参加者27名) テーマ: 鉄道駅周辺・道路・建築物・都市公園のバリアフリー
3	地域懇談会 平成27年7月27日(月)	・『文京区都市マスタープラン』に沿った5地区別に懇談(参加者46名)
4	第2回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成27年8月28日(金)	(1) まち歩きワークショップ・地域懇談会の実施報告 (2) 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路(案)について (3) 移動等円滑化に関する事項(案)について (4) 文京区バリアフリー基本構想の骨子(案)について
5	第3回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成27年11月9日(月)	(1) 文京区バリアフリー基本構想の素案について
6	心のバリアフリーワークショップ 平成27年11月15日(日)	(1) 地域懇談会の結果のパネル展示と意見募集 (2) 「心のバリアフリーの木」の作成 (3) 高齢者・障害者等の疑似体験
7	パブリックコメント 平成27年12月1日(火) ～12月31日(木)	・パブリックコメントの実施 ・区民説明会(3回)の実施
8	事業者説明会 平成27年12月21日(月)	(1) 文京区バリアフリー基本構想について (2) 施設設置管理者の取り組みについて (3) 障害者差別解消法について
9	第4回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成28年1月26日(火)	(1) パブリックコメントの結果について (2) 文京区バリアフリー基本構想(案)について

※各協議会前に庁内検討部会・庁内検討委員会を実施(検討内容は協議会と同様)

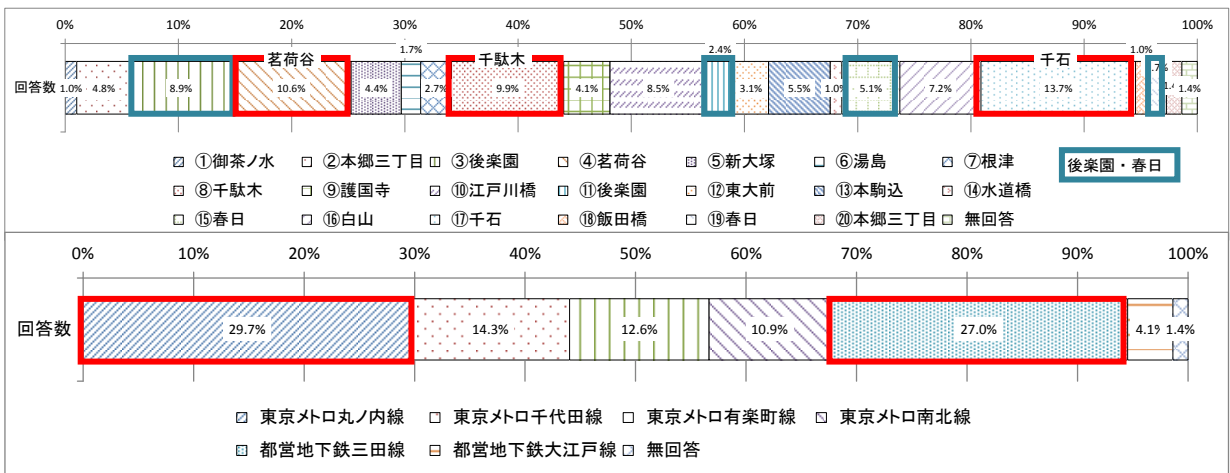
参考5 区民アンケート調査の結果（抜粋）

設問1 区内の【鉄道駅（地下鉄）】の状況について

1) 鉄道にはどのくらい乗りますか。 n=314

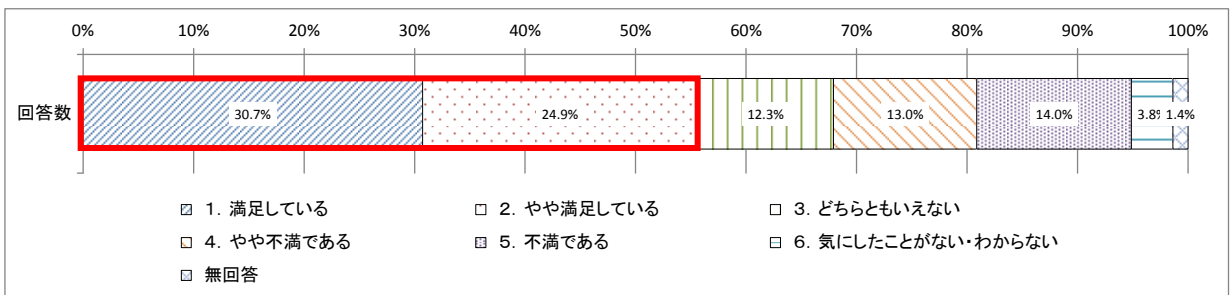


2) 区内で、もっともよく利用する駅はどこですか。 n=293（区外を回答の21を除く）



3) 2)で回答した駅の利用しやすさ、案内や乗換のわかりやすさなどについて満足していますか。

n=293

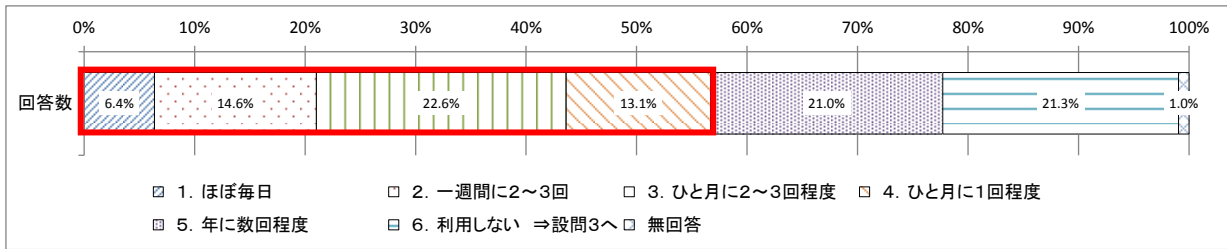


回答の傾向

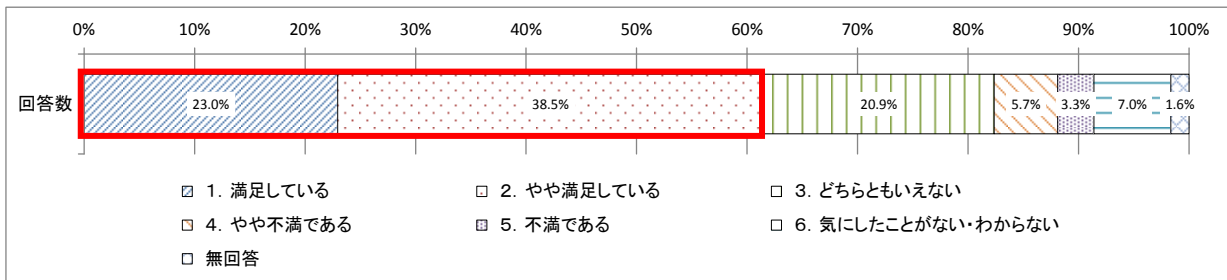
- 回答者の6割以上が週に2~3回程度以上と日常的に地下鉄を利用
- 後楽園・春日、千石、茗荷谷、千駄木駅の利用者が比較的多い。JR（区外）との乗換駅である御茶ノ水・水道橋・飯田橋で地下鉄を利用している人は比較的小さい。丸ノ内線と都営三田線の利用が多い。
- 回答者の半数以上が駅の利用しやすさ、わかりやすさに満足している。

設問2 区内を運行する【都営バス】の状況について

1) 都営バスにはどのくらい乗りますか。(1つだけに○) n=314



2) 都営バスの乗り降りのしやすさ、案内のわかりやすさなどについて満足していますか。n=244

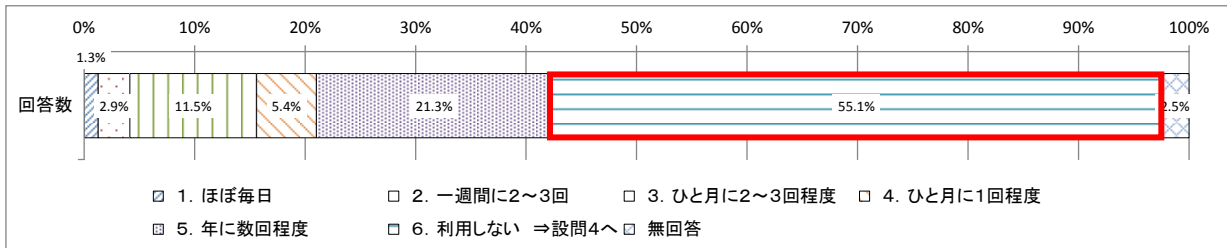


回答の傾向

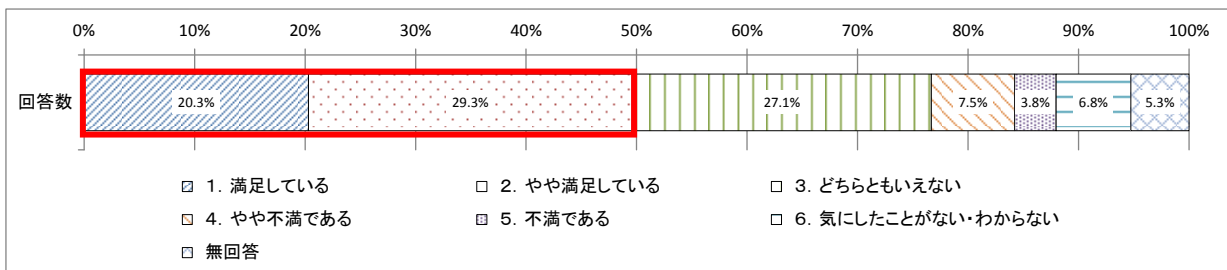
- ・回答者の6割程度が月に1回程度以上都営バスを利用。週2~3回程度以上の日常利用は2割程度。
- ・回答者の6割以上が都営バスの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。

設問3 【コミュニティバス「Bーぐる」】の状況について

1) コミュニティバス「Bーぐる」にはどのくらい乗りますか。n=314



2) 「Bーぐる」の乗り降りのしやすさ、案内のわかりやすさなどについて満足していますか。
n=133

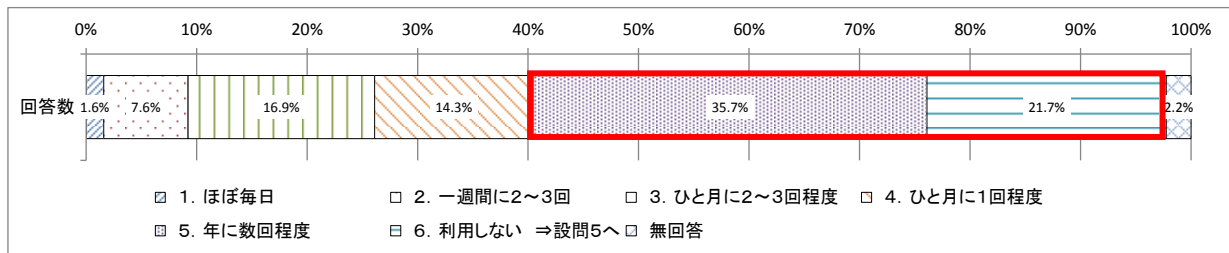


回答の傾向

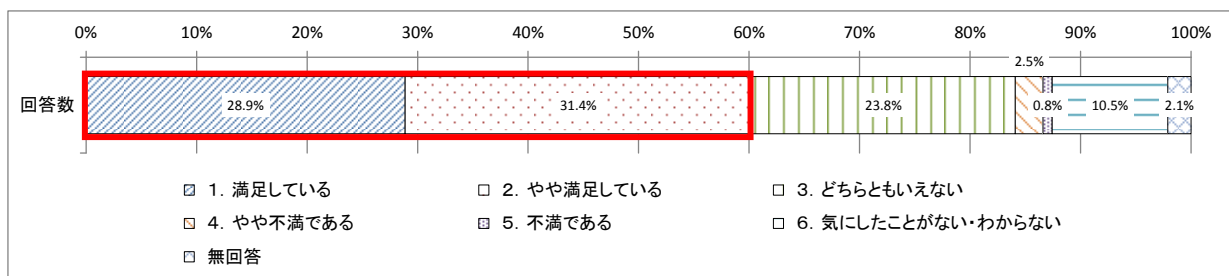
- ・回答者の半数以上がB-ぐるを利用していない。週2~3回程度以上の日常利用は約4%。
- ・回答者の半数程度がB-ぐるの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。

設問4 区内を運行する【タクシー】の状況について

1) タクシーにはどのくらい乗りますか。n=314



2) タクシーの利用しやすさについて満足していますか。n=239



回答の傾向

- 回答者の半数以上がタクシーをほとんど利用していない。週2~3回程度以上の日常利用は約1割。
- 回答者の6割程度がタクシーの利用しやすさに満足している。

■公共交通に関する主な意見

鉄道について

- 階段・エスカレーター：階段が狭く危険を感じる／エスカレーターが少ない、途中までしかない
- エレベーター：出来て便利になった／無くて不便／ホームの端にあり、歩行距離が長くなる
- 案内：エレベーターや乗換の案内がわかりにくい／アナウンスを文字化してほしい（聴覚障害者）
エスカレーターの上り下り、通路の通行位置等が駅によってバラバラでわからない（視覚障害者）
- その他：ベビーカーで階段を利用するのが不便・危険／階段で風が強い／ホーム扉が出来て安心

バスについて

- 乗降：ノンステップバスは乗降しやすい／バスが停留所から離れて停車すると乗降しにくい
- 停留所：バス停に上屋が欲しい／電光掲示の運行情報があるのは良い
- 対応：着席する前に発車することがあり危険／利用者もお年寄りや子どもに優しくしてほしい
- その他：2人子どもがいるとベビーカー利用は難しい／ベビーカーの利用ルールを考えてほしい

コミュニティバス「B-ぐる」について

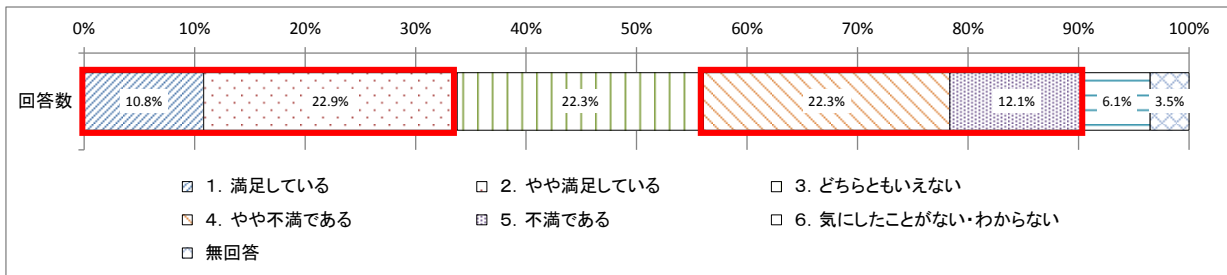
- 停留所：案内表示が小さく、バス停の位置がわかりにくい
- 車両：小さい車両なので、混雑時の車いすやベビーカー利用は難しく、気をつかう

タクシーについて

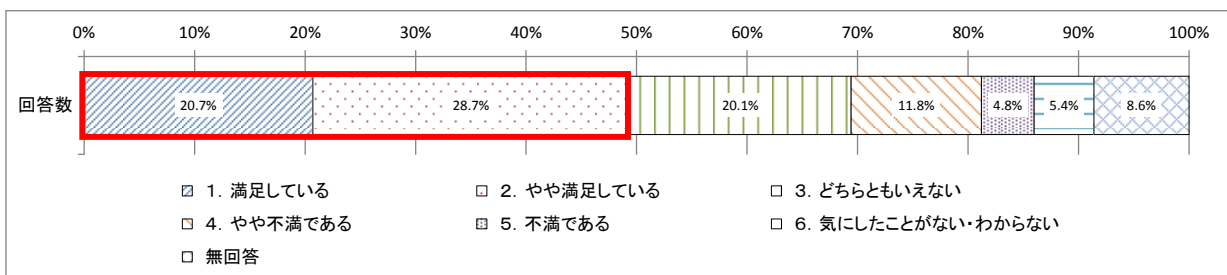
- 乗降場：タクシー乗り場が少ない／どこにあるのかわかりにくい
- 車両：足が不自由だと、乗降しにくい車両が多い／ワゴンタイプのタクシーを増やしてほしい
- 対応：運転手の対応は人によって違う（荷物やベビーカー・車いすの移動を手伝ってほしい）

設問5 区内の【道路】の状況について

1) ふだんまちを利用して、区内の【道路】について、歩きやすさに満足していますか。n=314



2) ふだんまちを利用して、区内の【信号機や横断歩道】について、安全性やわかりやすさに満足していますか。n=314



回答の傾向

- 道路への満足度は、満足している人と不満がある人がいずれも回答者の1/3程度であった。
- 回答者の半数程度が信号機や横断歩道の利用しやすさに満足している。

■道路や信号機、横断歩道等に関する主な自由意見

道路について

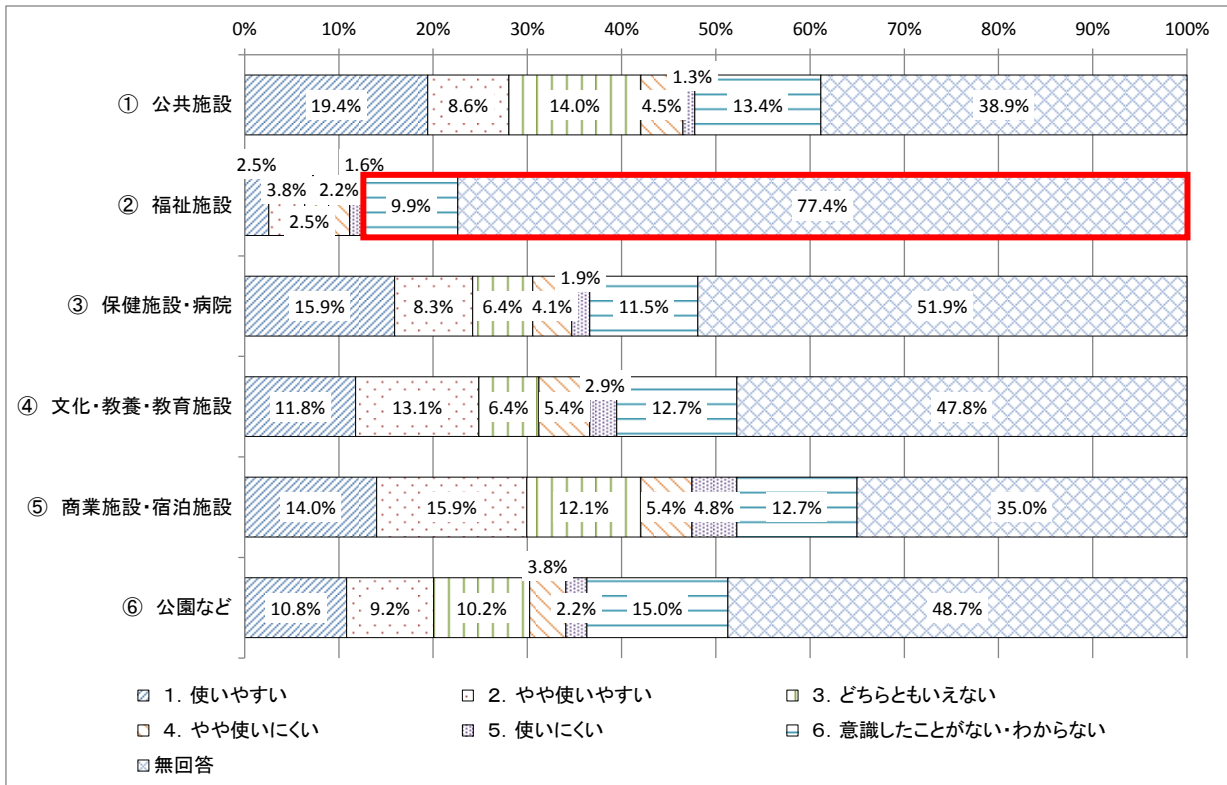
- 歩道が狭い箇所が多い
- 歩道の横断勾配が急な箇所がある
- 歩道と車道の段差が無くなるとよい
- 急な坂道が多く、ベビーカー利用者や高齢者が大変
- 工事後等、歩道の凹凸が気になる
- 歩行者と自転車の通行位置のルールがわかりにくい
- ゴミや放置自転車、商店の看板が道路を狭めていたり、視覚障害者誘導用ブロックに乗っている
- 自転車のスピードが速く、マナーが悪い人が多いので危険。利用者のマナー向上が必要

信号機・横断歩道について

- 音響式信号機が少ない、時間帯によってならないものもあり困っている（視覚障害者）
- 残り時間表示式信号機を増やしてほしい
- 青時間が短い信号機がある
- 横断歩道で人と自転車が混在していて危険を感じる

設問6 区内の【施設】について

1) 区内の【不特定多数の人が利用する主要な施設】は、高齢者・障害者などをはじめ、妊産婦や乳幼児連れ、けが人などさまざまな人にとって使いやすいと感じますか。あなたがよく利用する施設について、その施設の使いやすさやご意見をお答えください。 n=314



回答の傾向

- 全ての施設カテゴリで無回答が最も多く、意識したことがない・わからないと合わせると半数以上となる。バリアフリーについて特に意識せず生活している人が多い。
- 福祉施設では無回答が特に多く、高齢者・子育て支援施設などを日常的に利用する人は多くないことがうかがわれる。

■特に利用者の多い施設（10件以上）

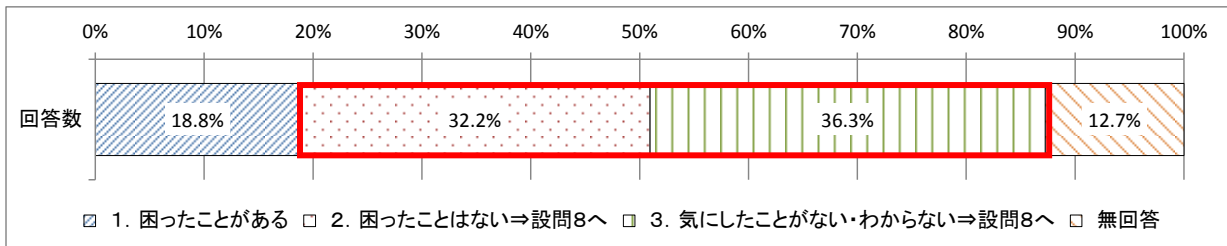
公共施設（窓口・集会）	文京シビックセンター（文京区役所）/小石川郵便局/区民センター
保健施設・病院	日本医科大学付属病院/東京大学医学部附属病院/順天堂大学医学部附属 順天堂医院/駒込病院/小石川東京病院/東京医科歯科大学医学部附属病院
文化・教養・教育施設	スポーツセンター/真砂中央図書館
商業・宿泊施設	東京ドームシティ/クイーンズ伊勢丹小石川店/オリンピック白山店/ 文京グリーンコート/ホテル椿山荘東京/ドン・キホーテ後楽園店
公園など	六義園/教育の森公園/小石川植物園/小石川後楽園/江戸川公園/ 新江戸川公園/大塚公園

■区内の施設に関する主な自由意見

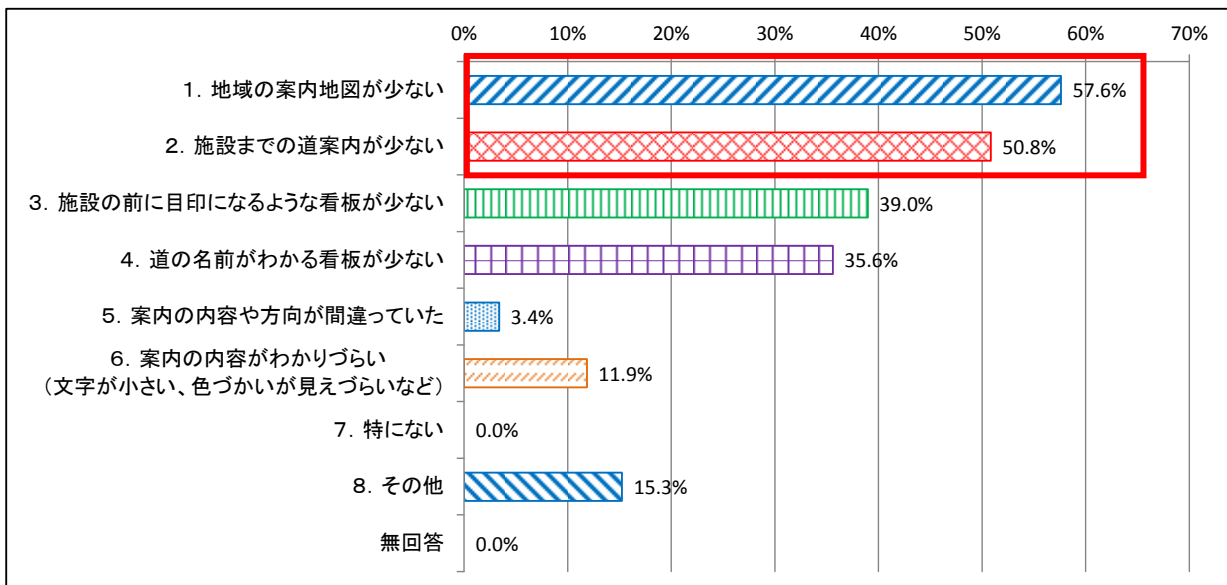
- ・シビックセンターはエレベーターなどが完備され、インフォメーションがあるので利用しやすい
- ・古い施設は階段しかないので不便を感じる（児童館など）
- ・案内係がいて親切にしてくれる（病院）
- ・広いので車いす、ベビーカーでも利用しやすい（病院）
- ・トイレが古く、和式が多いので使いにくい（文化施設）
- ・ウォッシュレットがないトイレが多い（肢体不自由者）
- ・通路が狭く、車いすでは通りにくい（図書館）
- ・エレベーターやベンチが多いので使いやすい（商業施設）
- ・インフォメーションに手話のできる人がいてほしい（聴覚障害者）
- ・公園にだれでもトイレを増やしてほしい

設問7 案内地図・道案内・看板などの【公共サイン】について

1) 区内のみんなでする建物（区役所や図書館、体育館など）に歩いたり自転車で行こうとした時、場所がわかりにくくて困ったことはありますか。n=314



2) 場所がわからなくて困った理由は何ですか。n=59

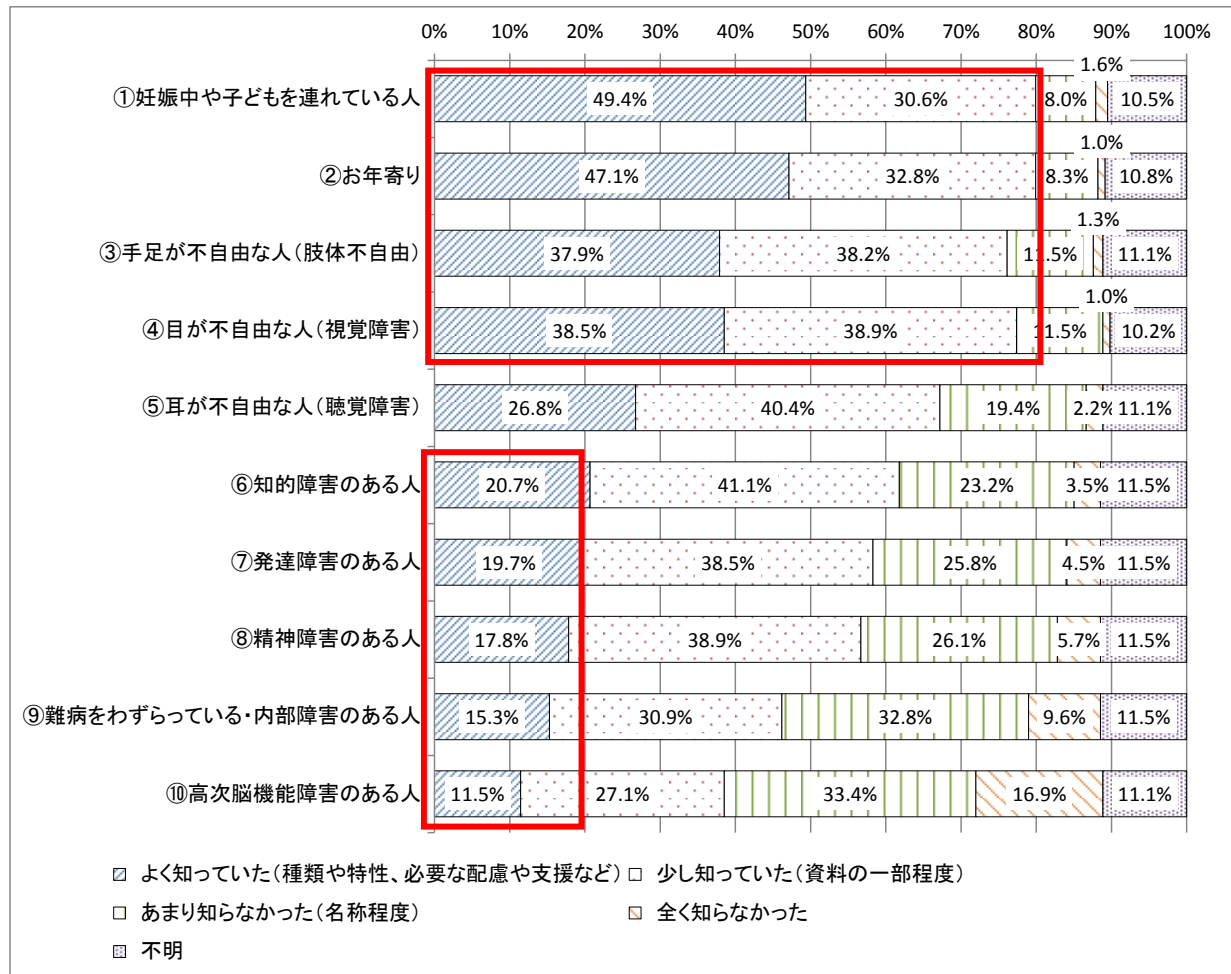


回答の傾向

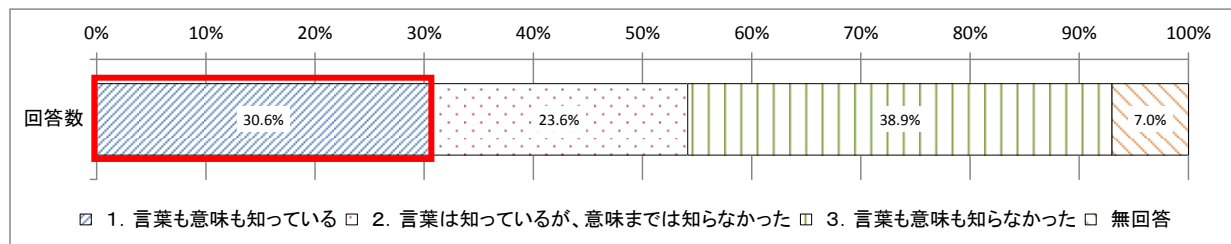
- ・回答者の7割程度が困ったことはない、気にしたことがないと回答。
- ・困った理由としては案内の少なさに関係するものが多い。

設問8 【心のバリアフリー】について

1) 同封する資料（心のバリアフリーパンフレット）を読んでお答えください。あなたはさまざまな障害のある人や配慮が必要な人について、どれくらい知っていましたか。n=314



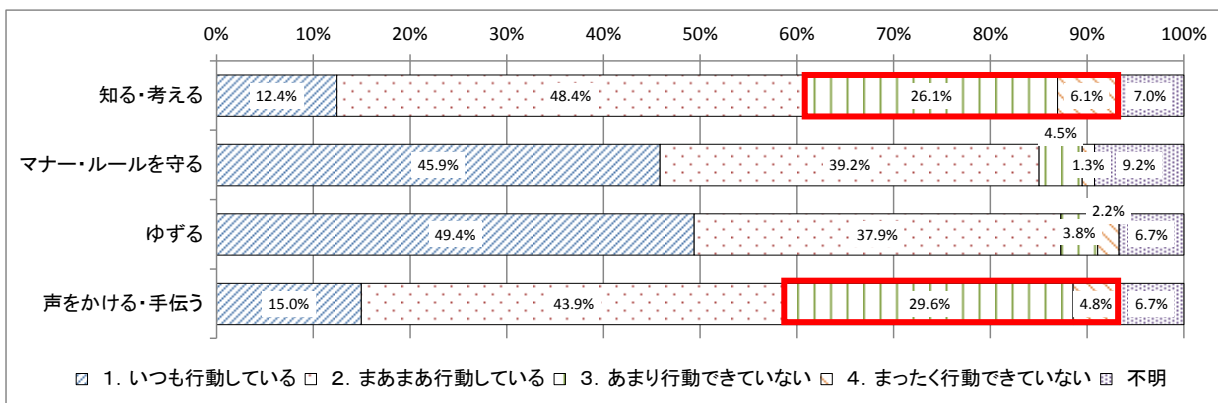
2) 「心のバリアフリー」について知っていましたか。n=314



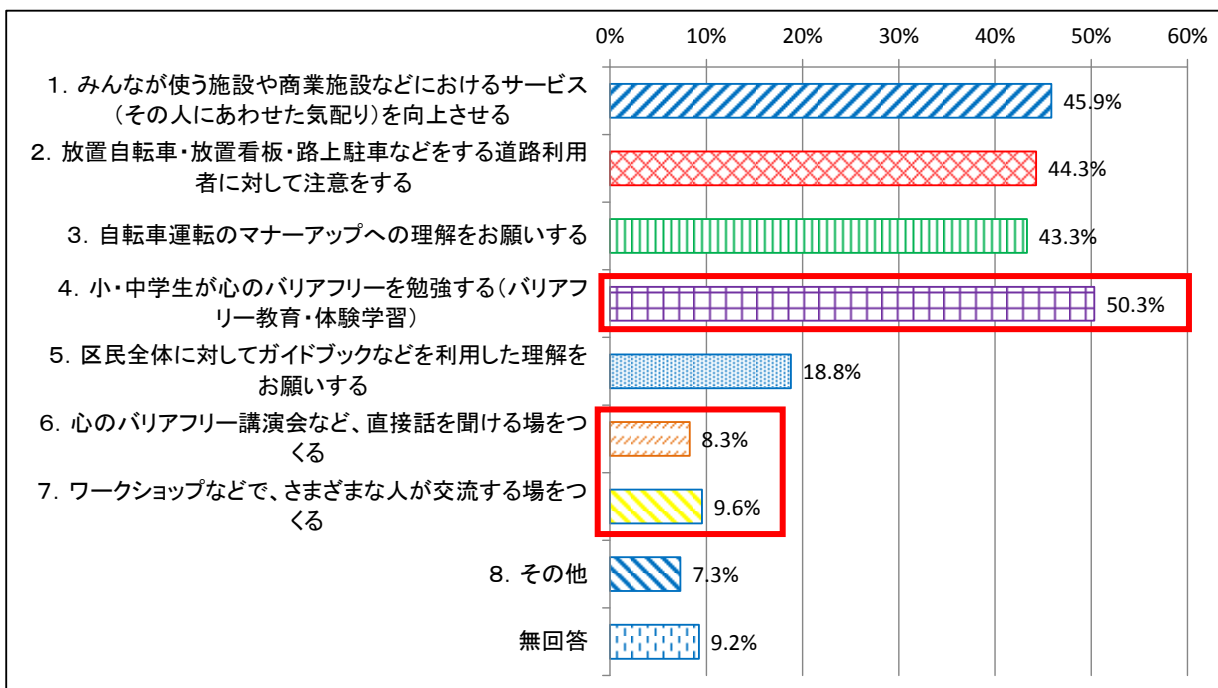
回答の傾向

- 妊娠・子ども連れ・お年寄りや目に見える障害の認知度(少し知っている)は8割程度と高い。
- 知的・発達・精神障害や難病・内部障害、高次脳機能障害について「よく知っていた」と回答した人は全体の2割程度以下であった。
- 回答者の3割程度が心のバリアフリーについて言葉も意味も知っていると回答。

3) あなたは「心のバリアフリー」を意識して行動していますか。n=314



4) 区全体で「心のバリアフリー」を進めるためには、どのような取組みが必要だと思いますか。n=314



回答の傾向

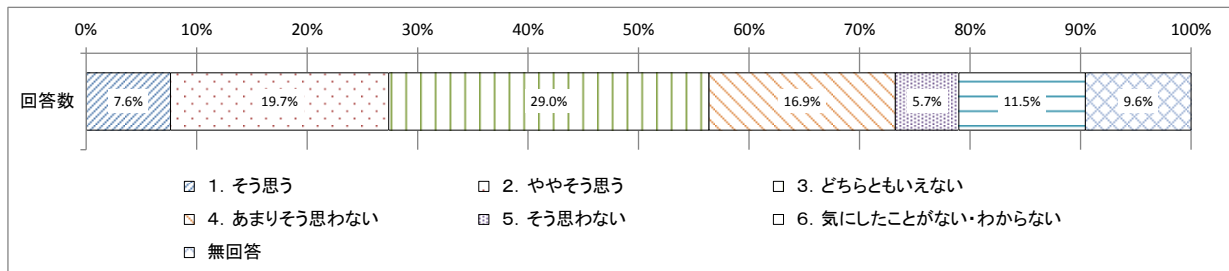
- 全ての項目で回答者の半数以上が心のバリアフリーを意識して行動している。
- 知る・考える、声をかける・手伝う行動について、3割以上が行動できていないと回答。
- 半数以上の回答者が子どもへの教育の場が必要としており、4割以上の回答者がサービス向上、自転車利用等への注意喚起、マナー向上が必要との認識がある。障害者等との対話・交流の必要性を認識している人は多くない。

■心のバリアフリーに関する主な自由意見

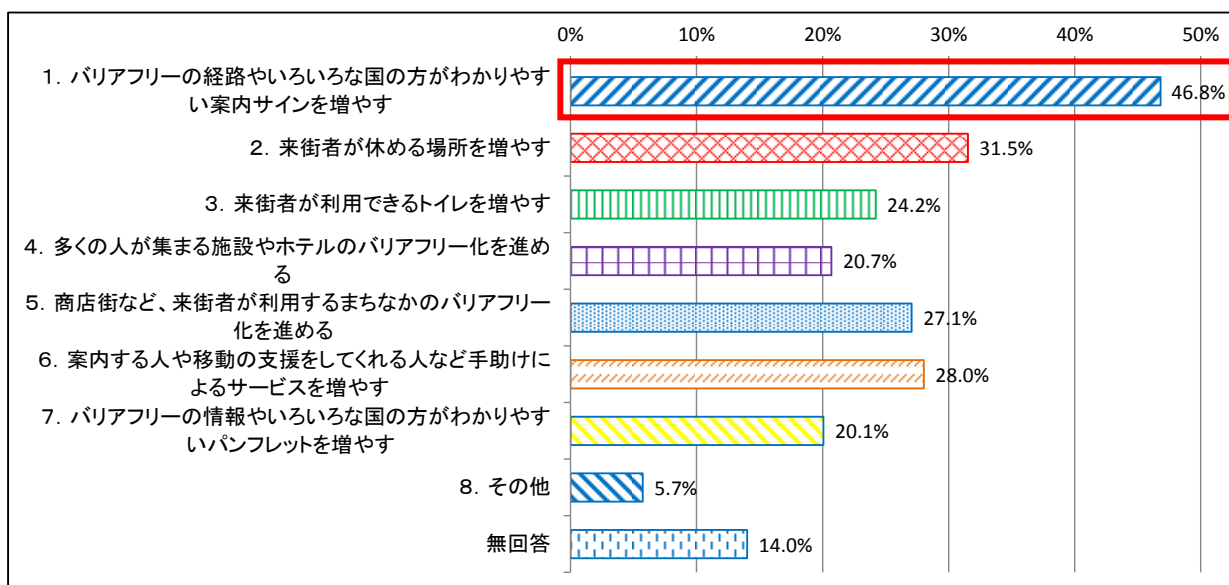
- 障害のある人に声かけをしてもことわられることがあり、どうすれば良いか迷う
- 自転車利用者のマナー向上や歩きスマホなどへの注意啓発が必要
- 公共の施設等では職員一人一人が意識して声をかける、手伝う事をしてほしい

設問9 【観光のバリアフリー】について

1) 区内は、高齢者・障害者・外国人などを含めたさまざまな来街者（観光などで来た人）にとってわかりやすく、安心して楽しめるまちになっていると思いますか。



2) 区の観光のバリアフリーを進めるためには、どのような取組みが必要だと思いますか。



回答の傾向

- ・「区内は来街者にとってわかりやすく安心して楽しめる」と感じている人、どちらともいえないと感じている人、そうでないと感じている人がそれぞれ2～3割であり、印象はさまざまである。
- ・必要な取組としては案内サインの増加を挙げる人が半数弱と最も多く、次いで休める場所、手助けによるサービス、まちなかのバリアフリー化推進を挙げる人が3割程度であった。

■その他、バリアフリー全般に関する主な自由意見

- ・赤ちゃん連れに授乳、オムツ替えの出来るスペースを増やしてほしい
- ・以前より車いすで外出される方が増えたのは良い傾向
- ・バリアフリーに対する広報が少ないと感じる
- ・ハード面だけでなく、取締りや規制も必要
- ・オリンピックが近づいて外国の方も多く来るので皆気持ち良く出来る町が良い
- ・坂が多い地域なので子育て世代やお年寄りに優しい社会になってほしい
- ・バリアフリーと共にサービスやボランティアの支援も増やしてほしい

参考6 まち歩きワークショップの実施概要と主な意見

開催日程

日時：平成27年7月15日（水） 13時30分～17時30分

会場：文京シビックセンター 21階 2102会議室

プログラム

項目	時間	内容
1.開会・説明	13:30 (15分)	○開会挨拶 ○区のバリアフリーの取組紹介 ○本日の目的及び進め方の説明
2.現地確認	13:45 (15分)	○参加者自己紹介 ○班ごとの検証テーマ、現地確認ルートの確認 ○現地確認の出発準備
	14:00 (110分)	○現地確認
(休憩)	15:50 (10分)	
3.意見交換	16:00 (60分)	○各班で意見交換
4.閉会	17:00 (20分)	○各班からの報告 ○今後のスケジュール ○閉会挨拶

参加者数

27名（交通事業者及び事務局を除く）

テーマと検証経路・施設

検証テーマ	検証経路・施設等
鉄道駅周辺のバリアフリー	・東京メトロ御茶ノ水駅・JR 御茶ノ水駅 等
道路のバリアフリー	・白山通り・外堀通り・文京区道
建築物のバリアフリー	・湯島地域活動センター・シビックホール・東大病院 等
都市公園のバリアフリー	・小石川後樂園・後楽公園

まち歩きワークショップでの主な意見

(○：良い点、△：悪い点・改善点)

検証テーマ	検証項目	意見内容
鉄道駅周辺の バリアフリー	出入口・通路	△出入口をもう少しわかりやすくしてほしい。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	ホーム	△座れるところ(ベンチ)が少ない。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	エレベーター	△基準は満足していても、車いすのタイプによっては、エレベーターの広さが十分でないものがある。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	案内	△エレベーターの案内が不十分である。(東京メトロ御茶ノ水駅) △駅構内に音声案内がもっとあっても良い。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	全体	△視覚障害者誘導用ブロックのメンテナンスが不十分である。(東京メトロ御茶ノ水駅)
道路の バリアフリー	幹線道路	○歩道と車道の段差が2cm程度の歩道が良い。(千代田区内茗溪通り) △凹凸のある歩道は転倒の原因となり、危険である。(御茶ノ水駅乗換経路) △歩道や公開空地などに日陰とベンチがほしい。(外堀通りなど)
	生活道路	△目地幅の大きい舗装や樹木の根上がり、マンホールの段差等は危険である。 △ガードレールと放置自転車が歩道の幅員を狭くしている。
	交差点	○歩道の縁石にUDブロックが用いられており、車いす使用者でも移動しやすい。 △エスコートゾーンがない横断歩道が多く、特に幅員の広い道路では危険に感じる。(視覚障害者) △音声案内や残り時間表示式の信号機を増やしてほしい。 △青時間の短い信号機が多い。
	坂道	△手動の車いすだと急な坂道を下るのは危険である。(外堀通りから北に入る坂道)
	歩道橋	△ラクーアの敷地入口から後樂園駅前歩道橋へのエレベーターへの動線に視覚障害者誘導用ブロックがあると良い。 △階段部に手すりや視覚障害者誘導用ブロックがあると良い。(後樂園駅前歩道橋) △スロープが長い時は、途中で休めるところがあると良い。(後樂園駅前歩道橋)
	バス停	△バスの行先案内の英語表示がほとんどない。
	案内	△バス停の場所がわかる案内が少ない。
	全体	△視覚障害者誘導用ブロックが剥がれている箇所が多いため、メンテナンスを行い、連続性を持たせてほしい。 △音声ガイドを全般的に増やすべきである。

検証テーマ	検証項目	意見内容
建築物の バリアフリー	敷地内通路	△タクシーやバス降車場から病院入口までの案内が不足している。案内してくれる人を配置するか、視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。(東大病院)
	建物内通路	○院内の通路が広くて移動しやすい。(東大病院)
	受付・窓口	△呼出受信機の音がなくても、画面の文字が見えないのでどこに行けば良いのかわからないため、読み上げ機能などがあると良い。(東大病院)
	トイレ	△一般トイレにも手すりしてほしい。(湯島地域活動センター)
	案内	△トイレ前に音声案内を設置してほしい。(東大病院) △各階の案内板がもっと大きくても良い。(東大病院)
	人的対応	○笑顔で対応しており接遇が良い印象である。(湯島地域活動センター)
	その他	○磁気ループ対応している。(シビックホール) ○出入口に車いすや歩行車の貸出が多く備えられていて良い。(東大病院)
	建築物全般	△公共性の高い施設は、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内などの設置方法を統一してほしい。 △エレベーター内に閉じ込められるなどの緊急時に、耳の聞こえない方でも状況を把握し外部とやりとりができるモニター等があると良い。 △道路から施設へ視覚障害者誘導用ブロックで誘導をしてほしい。
都市公園の バリアフリー	園路	○出入口に車いすマークがあり、公園内を取り囲むように舗装された園路がある。(後楽公園) △砂利道が歩きにくい。(小石川後楽園)
	トイレ	○非常時に外に知らせるフラッシュライトがあって良い。(後楽公園)
	休憩施設	△ベンチが少ない。(後楽公園) △日影が少ない。(後楽公園)
	案内	△トイレの案内板はあるが、視覚障害者対応ではない。音声案内があると良いが騒音問題もあるため、シグナルエイド対応になると良い。(後楽公園)
	出入口	△出入口に視覚障害者誘導用ブロックがあると良い(段差のある入口を含む)。(後楽公園)
	受付・人的対応など	○砂利道用の車いすが貸し出されており、乗り心地・押し心地も良い。(小石川後楽園) △受付で障害者割引などの障害者向けの情報をわかりやすく表示してほしい。(小石川後楽園) △耳マークや筆談対応の案内がない。(小石川後楽園)

参考7 地域懇談会の実施概要と主な意見

開催日程

日時：平成27年7月27日（月） 13時30分～15時30分

会場：文京シビックセンター 21階 2103、2104会議室

プログラム

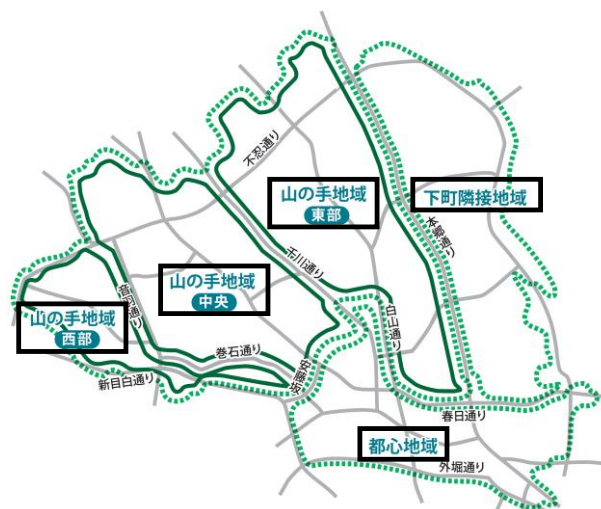
項目	時間	内容
1.開会・説明	13:30 (15分)	○開会挨拶 ○区のバリアフリーの取組紹介 ○本日の目的及びプログラム
2.懇談	13:45 (15分)	○参加者自己紹介 ○地区の特徴、懇談の進め方の説明
	14:00 (75分)	○テーマごとに懇談 ＜主なテーマ＞ ①区内でよく利用する施設・経路と、バリアフリー上の課題・改善策 ②地区のバリアフリー化を進めるために特に重要なこと ③その他、日常生活の中で感じていること 等
	15:15 (10分)	○模造紙の整理 ○まとめ
3.閉会	15:25 (5分)	○今後のスケジュール ○閉会挨拶

参加人数

46名（学識経験者及び事務局を除く）

地域区分

『文京区都市マスタープラン』に示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）について4班に分かれて懇談しました。



地域区分図

（資料：文京区都市マスタープラン）

地域懇談会での主な意見

(1) 都心地域

項目	意見内容	
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・シビックセンターはエレベーターホールでエレベーターを待っている際に、エレベーターが何階にあるかわからない。エレベーターを待つ時間が長いので、表示などがあった方がよい。 ・区民センター（改修中）横の歩道が狭く、その歩道上に区民センターを利用する自転車が放置されたり荷捌き車両が乗り上げて駐車しており歩道が利用できない。 ・湯島総合センターの近くは坂が多く高齢者にとっては利用しづらい。 ・メトロ・エム後楽園には車いす用のトイレがなく、駅のトイレを使うようにと言われたことがある。 ・都営三田線春日駅からシビックセンターに行くルートが複雑でわかりにくい。 ・東京メトロ御茶ノ水駅にはエレベーターはあるが利用者が多く、病院も近く高齢者が多いことからエスカレーターがあるとよい。 	
地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> ・千川通りは舗装の凹凸などがひどく、杖先がはまり先端のゴムが外れるなど管理状態が悪い。 ・春日町交差点は歩行者用の青信号が短くお年寄りでは渡りきれない。 ・吉岐坂下交差点は横断歩道が斜めに設けられており、視覚障害者が渡るときは危険であり利用を避けている。エスコートゾーンが必要である。 ・ラクーア～東京ドーム～後楽園駅では車いすはラクーアからまわることになるが、経路が複雑でわかりにくい。 	
地域全体	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・坂道も多いので、もっと街中にベンチを置いた方がいい。 ・視覚障害者誘導用ブロックをどの道にもつけてほしい。 ・視覚障害者誘導用ブロックが車いす使用者や高齢者にとっても通行しづらい要因となっているため、大きさをもう少し小さくするなどできないか。
	信号機など	<ul style="list-style-type: none"> ・信号に残り時間表示があるとわかりやすい（視覚情報が頼りの聴覚障害者にとっても必要）。
	心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターの右空けの習慣は、片麻痺の人にとっては困る。最近案内されているようにエスカレーターの利用時のマナー向上が必要である。 ・自転車が歩道を走っており危険である。目の不自由な人にとっては白杖が巻き込まれるなどの事故が起きている。自転車が安心して車道を走れるようにした方がいい（自転車レーンなど）。

(2) 下町隣接地域

項目	意見内容
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・根津神社のつつじ祭りに行きたいが、階段や石畳などがあり、車いすで行くことは難しい。トイレの場所も、車いすでは行くのはほぼ不可能である。
地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> ・不忍通り沿いの歩道は狭く、真ん中に電柱が立っていたり、勾配があるため車いすでは通りづらい。また、音声ガイドがないため、視覚障害者にとっても歩きづらい。 ・千駄木駅周辺の不忍通りは自転車の駐輪が多い。また、歩道が狭く、勾配（車道側へ斜めに傾いているなど）もあるため通りづらい。 ・不忍通りの裏道は比較的通りやすいが、買い物等をするには表通りに入るしかないため、幹線道路沿い等の大きな通りのバリアフリー化をしてもらいたい。

項目		意見内容
地域全体	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停や電柱、自転車や車の駐輪・駐車などが、歩行や車いすでの通行を妨げている場所が多い。 ・坂道や勾配など歩道自体を改善することは困難かもしれないが、せめて、幹線道路沿いや坂道沿いを中心にベンチなどを点在させ、途中で休憩できる空間を整備してもらえると助かる。
	案内	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄での案内（車両事故等の緊急時の情報）は、放送だけでなく文字での情報もほしい。
	心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難について、どのように行動すればよいかわからず、不安である。避難所での生活においても、障害について周囲の理解が得られるか不安である。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからあいさつしてくれるのはうれしい。

(3) 山の手地域東部

項目		意見内容
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・千石駅のA1出口は、階段が急で歩きにくい。 →エレベーターかエスカレーターがあると便利である。 →エレベーターのあるA5出口の正面に横断歩道があると良い。
	地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> ・不忍通りは、歩道が狭いので拡幅してほしい（全体的に歩道が狭い）。 ・千石の商店街は、歩道いっぱい商品が陳列して危ない。歩道上にはモノを置かないようにしてほしい。 ・旧白山通りの東洋大学周辺は、学生が多く、携帯や友達同士の話に夢中になっていて、ぶつかることが多く、危険である。また、歩道の舗装が粗く、車いすやベビーカーのタイヤが引っかかる。 ・補助178号線（白山上と白山下を結ぶ旧白山通り）は、歩道が狭く人が多いうえに、放置自転車が多数。白山上交差点・白山下交差点は、交差点のつくりが複雑で視覚障害者にはわかりづらい。エスコートゾーンを設置するなど横断歩道の方向がわかるようにしてほしい。 ・菊坂は歩道が狭く、車いすは車道を通行するしかない。上の道と下の道を結ぶ階段に手すりがついて便利になった。
地域全体	大通り	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には歩道の拡幅が望ましいが、短期的な取組も進めてほしい。 →凹凸の解消など歩道の部分改修。 →歩道上にモノを置かないなどやさしいまちづくりの推進。 →電柱を移設する、信号を長くするなどの事業者側の配慮。
	生活道路	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所通りは「コミュニティ道路」として整備され、非常に歩きやすくなった良い例である。他の道路でも展開してほしい。
	信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・大通り（本郷通り、白山通りなど）は、横断歩道が長くて時間内に渡りきることができないので、青時間を長くしてほしい。
	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの運転手によって乗降のしやすさが異なる。バスの正着や二ーリングを徹底してほしい。
	案内	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設は大通りから一本中に入った細道に面していることが多く場所がわかりづらい。 →大通りから細道に入る交差点部に音の案内を設置（盲導鈴、シグナルエイドで反応する設備など）。 →大通りから細道に入る交差点部に案内板を設置。 →施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置。
	ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者のマナーが悪い。 ・区役所にバリアフリーのワンストップ窓口を設置してほしい。また、区民意見への対応が可視化できるようにしてほしい。 ・バリアフリーの報告会を毎年度実施するなど、継続的な取組をしてほしい。

(4) 山の手地域中央・山の手地域西部

項目	意見内容	
施設	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川橋駅はエレベーター設置が進んでいるが、エスカレーターが途中で終わってしまうので、高齢者は困っている。 	
地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> 坂下通りは歩道が狭く勾配がついている。 春日通りと音羽中学校前通りの交差点は、三叉路であり信号が変則的である。子どもが多く使うが、右折専用信号が短すぎて危険である。また、車止めが低すぎて視覚障害者がつまづく。 音羽中学校前通りは坂道が急で歩道が狭いので、身体能力が落ちている知的・精神障害者はすれ違いが怖いときがある。 音羽通りの交差点は利用が多く、枝道の歩行者がたまってしまっているため危険である（盲学校への動線でもある）。 跡見学園裏の通りは電柱の位置が悪く歩いているとぶつかる。（視覚障害者） 地藏通りの商店街は自転車が走り抜けるので怖い。 	
地域全体	歩道整備	<ul style="list-style-type: none"> 急すぎる坂は雨の日に滑るので、滑りにくい舗装などに配慮してほしい。
	信号機など	<ul style="list-style-type: none"> 高齢になった知的・精神障害者などは、広い道路では信号が青の間に渡りきれずに横断が苦痛になっている。
	マナー	<ul style="list-style-type: none"> 通学路では子どもの通学マナーが悪く、狭い道で譲りあいできていない。
	案内	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者は視覚情報が頼りなので、目で見えてわかる情報をまちなかに増やしてほしい。 案内サインの盤面などでは、色覚障害の人に配慮し、色だけでなく形の違いで情報を説明してほしい。
	地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 文京総合福祉センターや盲学校を有する地域であり、多数の障害者等が利用しているため、江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター周辺のバリアフリーは重点的に取り組む必要がある。

参考8 心のバリアフリーワークショップの実施概要

開催日程

日時：平成27年11月15日（日） 10時00分～16時00分

会場：文京総合福祉センター1F（文京総合福祉センター祭り）

実施内容

障害者基幹相談支援センター主催の「障害体験スタンプラリー」内において、以下を実施しました。

- ・地域懇談会の結果のパネル展示・意見募集 意見数 25
- ・「心のバリアフリーの木」の作成 意見数 77（うち体験の感想 51）



ハートやりんごのふせんに、障害体験で気づいたことや心のバリアフリーの意見を記入（心のバリアフリーの木）



地域懇談会のまとめを掲示し、ワークショップ参加者による意見をふせんで追記



障害体験スタンプラリーでは、左記のほか、高齢者・障害者（視覚障害、車いす、統合失調症、AD/HD）の疑似体験や当事者による講演、手話教室などを実施

主な意見（心のバリアフリーの木）

項目	意見内容
経験した心のバリアフリー	・ベビーカーで電車を降りる時、いつも近くの人が手伝ってくれる。
心がけている心のバリアフリー	・バス内や電車内で高齢者に席を譲った。 ・困っている人がいたら声を掛ける。お手伝いが出来たら気持ちも軽やかになる。
あるといいと思う心のバリアフリー	・押しつけがましくなく、ごく自然にできる社会が理想的である。 ・自分には遠いこととは思わずに、地域の取組として関わらないといけないと思った。
高齢者体験をして感じたこと	・視界が狭かったり見えづらいのに体が重かったりと色々な動作に時間がかかると思った。 ・老人は大変だと思った。席を譲ろうと思う。
視覚障害体験をして感じたこと	・初めて杖を持って視覚障害がどんなものかわかった。 ・点字ブロックはとてもよくできていると思った。また物があるととても困ることがわかった。
全体	・高齢者や障害者の方は本当に大変だと感じた。 ・もっと多くの人にこのような障害体験をしてわかってもらえる場を提供してほしい。

参考 9 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

(国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」を基に作成)

(1) 移動等円滑化の意義及び目標

移動等円滑化の意義	本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
移動等円滑化の目標	旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 →下表参照

(2) 施設設置管理者が講ずべき措置

適切な情報提供	視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
職員等の教育訓練	施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者、障害者等の意見反映や参画を推奨

(3) 基本構想の指針

重点整備地区における移動等円滑化の意義	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調 作成した基本構想について、地域の高齢者、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨
---------------------	---

(4) 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

国民の責務	国民が、高齢者、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示
-------	---

表 各施設などの整備目標

		H32 年度末までの目標 (全国値)
鉄軌道	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	<ul style="list-style-type: none"> 優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none"> 約 70%
バス	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス リフト付きバス等
		<ul style="list-style-type: none"> 約70% (リフト付きバス等を除く) 約 25%
タクシー	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none"> 約 28,000 台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	<ul style="list-style-type: none"> 原則 100%
都市公園	移動等円滑化園路	<ul style="list-style-type: none"> 約 60%
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 約 60%
	便所	<ul style="list-style-type: none"> 約 45%
路外駐車場	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 約 70%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	<ul style="list-style-type: none"> 約 60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 原則 100%

用語集

あ	愛の手帳	東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付するもの。障害の程度によって、1度から4度に区分される。
あ	アクセス	目的の場所などを利用するために接近すること。
い	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）
い	移動等円滑化基準	バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。
い	移動等円滑化の促進に関する基本方針	バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
え	エスコートゾーン	視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。
お	オストメイト	人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
お	オストメイト対応設備	トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。
か	ガイドライン	国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。
か	回遊性	地域内などにおける複数の目的地相互の、行ったり来たりしやすいさ。
き	輝度	ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。
き	QRコード	白と黒の四角で構成された模様の2次元コード。携帯電話やスマートフォンなどで読み取ることによって文字情報やURL（ウェブページのアドレス）などのデータを読み取ることができる。
く	グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。
け	経過時間表示式信号機	信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。
け	建築物バリアフリー条例（東京都）	「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年施行、平成18年改正）の通称。バリアフリー法第14条第3項の規定により、都内の建築物に対しバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っている。

こ	交通政策基本法	平成 25 年 12 月 4 日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。
こ	交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、区市町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の枠組みを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合、拡充された。
こ	合理的配慮	障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。
こ	高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。
こ	心のバリアフリー	高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。
こ	コミュニケーション支援ボード	障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。
こ	コミュニティ道路	人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。
こ	コミュニティバス	従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。
さ	サイン	道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。
し	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅の密集地域や住宅、店舗及び工場などが混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
し	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。
し	施設設置管理者	公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。
し	自転車走行空間整備	自転車が安全に走行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。
し	自転車ナビマーク	自転車の安全な通行を促し、自転車利用者等に自転車の通行動線を知らせる青色の矢羽根型等法定外表示のこと。

し	自転車レーン	自転車専用通行帯。道路交通法第63条の3の規定により、車両通行帯のうち、自転車が通らなければならない、また軽車両以外の車両が通行してはならない車両通行帯のこと。道路標識や路面標示で通行の区分が指定されている。
し	社会的障壁	障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。
し	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。
し	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定、平成28年4月1日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。
し	障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年施行）の通称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。
し	触知（案内）図	視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。
し	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、1級から6級がある。
す	スパイラルアップ	計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
せ	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された障害者手帳。一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障害の程度により1級から3級がある。
せ	（バスの）正着	バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
た	多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

た	段鼻	階段の踏み面の先端部。
と	東京都福祉のまちづくり条例	平成21年3月改定。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。
と	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物又はその部分。
と	特定事業	バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業及び都市公園特定事業をいう。
と	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。
と	特定事業計画	バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。
と	特定旅客施設	旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他政令で定める要件に該当するもの。政令では、一日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であることを要件としている。
と	特定路外駐車場	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
と	特別支援学校	学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。
に	ニーリング	バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。
に	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域で見守る応援者。講師役である「キャラバン・メイト」が、地域住民や職域団体・学校等を対象に、認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるか等を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を随時開催している。

の	ノンステップバス	乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。
は	ハード・ソフト	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。
は	ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。一定規模以上の特別特定建築物の新築などにおける基準適合義務などを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。
は	パブリックコメント （＝意見公募）	行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。
は	バリアフリー	障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。
は	バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。
は	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日施行。
は	バリアフリールート	障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。
ひ	PDCA サイクル	⇒「スパイラルアップ」の項を参照。
ひ	ピクトグラム	「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。
ひ	福祉タクシー	道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
ひ	「文の京」外国人おもてなし隊育成事業	日常生活の中で、区内の観光地やお店、街中などで困っている外国人に対し、積極的に声をかけ外国語で案内等をするとともに、日本のおもてなしの心を伝えていくボランティアを育成する事業。
ひ	文京区基本構想	区の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本区行政の最も上位に位置する総合計画。平成22年6月に「文京区基本構想（歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）」が策定された。
ひ	文京区 都市マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成8年に策定し、平成22年度に改定したもので文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりのビジョンを示したもの。

心	文京区福祉環境整備要綱	昭和 60 年施行、平成 14 年改正。ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者等が区内の公共的性格を持つ建築物、道路、公園などを容易に利用できるようにするため、これらの施設の整備基準を定めたもの。
ほ	ホームドア・可動式ホーム柵	駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。
ゆ	ユニバーサル社会	年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。
わ	ワークショップ	一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。
わ	ワンステップバス	乗降口の段差を 1 段としたバス車両。中ドアに車いす用スロープを設けることで車いすでの利用が可能となる。

文京区バリアフリー基本構想

平成28年●月策定

発行／文京区

編集／都市計画部

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111（代表）

地図の作成にあたっては東京都縮尺1/2,500地形図（平成23年度版）を使用した。
（承認番号MMT利許第23081号-31）無断複製を禁ずる。

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G●●●●●●●●

頒布価格 ●●●円